

東北大学学内
教育、研究、社会貢献等評価にかかわる

部局自己評価報告書

平成17年11月

法学研究科

I 教育・研究・社会貢献活動の理念と目標

評価項目1 学部・大学院教育の理念・目標

(1) 学部教育の理念・目標とその実現

(略)

(2) 大学院教育の理念・目標とその実現

視点1: 大学院の教育理念・教育目標の策定と公表

本部局では、平成16年度からの5年間に係る部局中期目標において、「教育面での使命及び基本的な教育目標(長期目標)」として、学部と大学院とを問わず本部局が行なう教育の最も基本的な理念・目標を策定している。すなわち本部局が教育の理念・目標とするところは、①法学・政治学研究の卓越した知的拠点の形成、②社会をリードする卓越した知的人材の育成、③研究・教育・学習機能を有機的に連関させた、機能本位の優れた知的空間の形成、の3点である。そしてかかる教育に関する基本理念・目標を、大学院ごとにそれぞれの特性を勘案しつつより具体的かつ詳細に敷衍したものを策定し、大学院案内パンフレット(資料1-2-1-1:『東北大学法科大学院 2005』2頁、資料1-2-1-2:『東北大学公共政策大学院 2005 大学院案内』2～3頁)やホームページ(資料1-2-1-3:「東北大学法科大学院の目的と特色」[<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/gaiyou/mokuteki.html#>]、資料1-2-1-4:「東北大学公共政策大学院の趣旨・概要」[http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/outline/index_outline.html]、資料1-2-1-5:東北大学研究大学院ホームページ[<http://www.law.tohoku.ac.jp/daigakuin-intro-j/>])などを通じて公表し、さらに、とりわけ法科大学院と公共政策大学院の2つの専門職大学院に関しては、学内外での入試説明会の場において社会に向けて発信することに努めた。平成16年度における法科大学院入試説明会実施状況は、資料1-2-1-6(法科大学院入試説明会実施状況[<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/info/2005.html>])を、また公共政策大学院のそれは、資料1-2-1-7(公共政策大学院入試説明会実施状況[http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/exam/2004/index_ad_exam_2004.html])を参照されたい。

〈資料一覧〉

資料1-2-1-1:『東北大学法科大学院 2005』2頁

資料1-2-1-2:『東北大学公共政策大学院 2005 大学院案内』2～3頁

資料1-2-1-3:「東北大学法科大学院の目的と特色」

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/gaiyou/mokuteki.html#>).

資料1-2-1-4:「東北大学公共政策大学院の趣旨・概要」

(http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/outline/index_outline.html).

資料1-2-1-5:「東北大学研究大学院ホームページ」

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/daigakuin-intro-j/>).

資料1-2-1-6:「法科大学院入試説明会実施状況」

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/info/2005.html>).

視点2:理念・目標に沿ったカリキュラム及びコースの編成

上記のような本部局の大学院教育理念・目標は、同じく中期目標において、特に大学院科目の授業内容とカリキュラム編成に関し、①基礎から応用に向けた効率的・段階的学習に適合したカリキュラムの構築、②実務との連携に配慮した授業科目の提供、③先端的・応用的・学際的な分野に属する授業科目の充実、という3つの目標として具体化されている。以下、平成16年度においてかかる理念・目標に沿ったカリキュラム及びコースの編成がいかなるものかを、大学院ごとに論じる。

《法科大学院》

法科大学院は、優れた法曹（現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた法曹）の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる（資料1-2-2-1:「履修案内」、『平成16年度(2004年度) 学生便覧 東北大学法学研究科法科大学院』1～4頁、資料1-2-2-2:「平成16(2004)年度シラバス」、『平成16年度(2004年度) 学生便覧 東北大学法学研究科法科大学院』53～114頁）。

まず、法学未修者に対して第1年次科目（公法（憲法、行政法）、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を開講して、1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行なう。

次に、2年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。このほか、実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習（以上、必修科目）、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判（以上、選択必修科目））、基礎法・隣接科目（日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法Ⅰ・Ⅱ、法と経済学）、展開・先端科目（環境法、経済法理論、経済法実務、倒産法、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、企業課税論、国際法発展、国際私法など）を開講している。

とりわけ3年次の必修である実務基礎科目（法曹倫理（2年次・3年次開講）、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習）は、将来の法曹の職務に直結する内容となっている。また基礎法・隣接科目は、過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し、法学の理論的素養を涵養することを目的とした教育を目指し、展開・先端科目は民事法、刑事法、公法が相互に絡み合う分野について、現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした教育を行なっている。

総じて言えば1年次は法学未修者のための教育、2年次は法曹となるために必要な理論的な深化を目指すとともに、実務の基礎にも触れる教育、3年次は理論に基づいた法曹実務の初歩的な理解と経験に関する教育を行なう。そのために、研究者教員及び実務家教員相互の不断努力がなされている。

課程修了要件は、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目24単位以上の修得及び96単位以上の修得である。

法科大学院のカリキュラムは、2年または3年間で優れた法曹として独り立ちできるように、法曹教育に必要な広範な分野を体系的に編成した内容となっており、法科大学院の教育目的に十分合致していると判断

される。

(略)

視点3: 大学院のアドミッションポリシーの策定と公表

法科大学院および公共政策大学院については、平成16年度開設時に、明確なアドミッションポリシーを策定し、それをパンフレットや募集要項、ホームページなどにおいて公表した。法科大学院は、学生募集要項(資料1-2-3-1:『平成17年度(2005年度)東北大学法科大学院学生募集要項』)において、「東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹(裁判官・検察官・弁護士)に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる」とのアドミッションポリシーを掲げ、入試説明会においてその周知を図った。また公共政策大学院が策定し、パンフレットに掲載したアドミッションポリシーは下記のとおりであり、それもまた入試説明会において周知が図られた(資料1-2-3-2:『東北大学公共政策大学院 2005 大学院案内』12頁、資料1-2-3-3:「公共政策大学院ホームページアドミッションポリシー」[http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/exam/index_ad_exam.html])。

(略)

評価項目2 研究・社会貢献の理念・目標

(1) 研究の理念・目標とその実現

視点1: 部局の明確なビジョンと実現に向けての取組

本部局は平成16年度からの5年間の部局中期目標において、「研究水準及び研究の成果等に関する目標」として、①多様かつ優秀な研究者を教員として確保すること、②世界的水準の研究者の招聘及び共同研究の推進、③伝統的基礎理論研究と先端的・応用的・学際的研究のバランスのとれた推進、④基礎的研究と実務的・実践的研究活動のバランスのとれた推進、⑤実務家を交えた学際的共同研究プロジェクトの企画・推進、の5点を研究理念・目標として掲げている。そして、かかる研究理念・目標の実現に向けての具体的な取組としては、①法政実務教育研究センターを中心とした共同研究企画の検討・実施、②21世紀COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」に関する研究プロジェクトの実施と、平成16年度における同COE 拠点主催の国際シンポ事務の開催、③評価・広報委員会による研究評価に関する機能の強化、④法政実務教育研究センターによる研究調査プロジェクトの計画・実施、⑤評価・広報委員会による研究評価を改善へ生かすための制度の確立、の5点が掲げられているところである。

また、同じく部局中期目標は「研究実施体制等の整備に関する目標」として、①ライブラリアン、情報処理専門家等の配置・育成、②研究室の空調設備の改善、③研究情報の相互交換、学内他部局との連携強化、④研究成果公表への支援体制の充実、⑤学内研究会活動への支援、⑥社会に開かれた大学として、紛争予防・紛争解決に役立つためのリーガル・インフォメーション・センターの整備、の6点を挙げ、かかる研究理念・目標に向けての具体的な取組としては、①国内外の研究機関との提携による共同研究の推進、シンポジウムの開催、②研究者の流動化を高めるための客員研究員制度、任期制、公募制等の活用、③研究活動を支援・活性化するための男女共同参画推進体制の拡充、④専門職大学院専用のライブラリアンを平成16年度に新たに配置し、研究支援体制の強化を図る、⑤法政実務教育研究センターを中心とした共同研究企画・支援委員会の設置と機能強化、⑥プロジェクト研究のための共同研究企画・支援委員会の設置と機能強化、⑦多様な専門家・実務家の短期招聘制度の導入、⑧学術雑誌・紀要等の刊行による研究情報発信、⑨学術情報データベース公開による研究情報の発信、⑩英語版HPを利用した研究者紹介、研究課題・目的・目標等の情報の発信、⑪パンフレット作成・配布による研究目的・目標・趣旨の周知、学外者に対する公表、⑫HPを利用した研究目的・目標等の情報の周知、の12点を挙げている(資料2-1-1-1:「中期目標・中期計画・年度計画一覧」)。

〈資料一覧〉

資料2-1-1-1:「中期目標・中期計画・年度計画一覧」

視点2: 実現に向けての取組体制

平成16年度において、上記のような研究に関する理念・目標の実現に向けての具体的な取組が、いかに年度計画化され、それがいかに実施に移されたかについては、資料2-1-2-1(「中期目標・中期計画・年度計画一覧」)に明らかにされている。平成16年度は、部局中期目標・中期計画の初年度にあたり、主

に、取組体制の整備作業が行われた。この点について敷衍すると、平成16年度には、評価広報委員会を中心に、関連する諸委員会、総合運営調整教授会において、取組体制が次のように整備された。すなわち、①国内外の研究機関との提携による共同研究の推進、シンポジウムの開催については、21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」の学外連携拠点「ジェンダー法・政策研究センター」を中心に、国内外の研究機関との提携を進め、国際シンポジウムを1回、公開講演会を6回開催したほか、各種の公開シンポジウム等についても積極的に実施した。②研究者の流動化を高めるための客員研究員制度、任期制、公募制等の活用についても検討を進め、実際に、外国人教員（ドイツ法担当）の公募による採用、法政実務研究センターの客員教授（Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種）の採用を行った。③男女共同参画推進体制の一層発展させるため、21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」の研究活動を着実に進めた。④研究支援体制の強化については、法科大学院・公共政策大学院において法政実務図書室を設置し、専門的ライブラリアンと教育助手を配置するとともにインターネットによる各種データベースの利用を可能にした。⑤法政実務教育研究センターを中心に実務家と研究者との間の共同研究体制を緊密化した。⑥競争的研究資金による共同研究企画・支援委員会の組織及び担当事項について予備的な検討を行った。⑦法科大学院及び公共政策大学院を中心として、多様な専門家・実務家の短期招聘制度の導入を促進するため、専門職大学院課程における研究教育活動を開始した。⑧各教員の研究成果の公表状況を把握・公表するための統一的方法について調査を進め、あわせて、法学会発行の『法学』の電子データベース化について検討が行われた。⑨学術情報データベースの公開による研究情報の発信については、東北大学研究者情報データベースの拡充を中心に、部局として積極的に対応することとした。⑩英語版の研究科案内の一層の充実、法学研究科ウェブサイトの英語化の促進についても平成17年度以降着実に進めることとした。⑪学部・法科大学院・公共政策大学院・研究大学院、それぞれのパンフレットの編集作成体制が確立された。⑫HPの充実、特に自己評価報告書である『研究・教育年報』のデジタル化についても調査準備作業が行われた。

〈資料一覧〉

資料2-1-2-1:「中期目標・中期計画・年度計画一覧」

（2）社会貢献の理念・目標とその実現

視点1:部局の明確なビジョンと実現に向けての取組

本部局は、教育機関として学部・大学院において優れた教育活動を行ない、優秀な指導的人材を可能な限り多く養成して社会に送り出すこと、また研究機関として世界最高水準の研究成果を創出し、それを世に問うことで人類と社会の発展に貢献してゆくことが、それ自体として本部局がなし得る最も重要な社会貢献と考えている。よって教育・研究に回収されない社会貢献なるものの独自の領域の存在は想定しておらず、社会貢献の理念・目標とは教育・研究の理念・目標であり、前者の実現は後者の実現によって目指されるべきであると考えている。

ただし社会との連携については、近年におけるその重要性の増大に鑑み、本部局としても平成16年度からの5年間の部局中期目標において「社会との連携に関する目標」として、「専門的識見による、国及び地域社会への貢献」を掲げ、その実現に向けての具体的な取組として、①国、地方公共団体、公益法人等の委員会・審議会等の委員としての活動促進、②一般市民向けの講演会・研修会等の実施、の2点を掲げているところである（資料2-2-1-1:「中期目標・中期計画・年度計画一覧」）。

〈資料一覧〉

資料2-2-1-1:「中期目標・中期計画・年度計画一覧」

視点2:実現に向けての取組体制

上記の部局中期目標に掲げられた上記の2つの具体的な取組に関して、平成16年度においていかに年度計画化され、それがいかに実施に移されたかについては、資料2-2-2-1(「中期目標・中期計画・年度計画一覧」)に報告されている。この点について敷衍すると、平成16年度において評価広報委員会を中心に取組体制を整備した結果、次のような成果が得られた。具体的には、①国、地方公共団体、公益法人等の委員会・審議会等の委員としての活動促進についてみると、現状でもすでに多数の教員がこれらの社会貢献活動に携わっていることが明らかにされるとともに、法科大学院・公共政策大学院の実務家教員を中心に、研究者教員も含め、これからもこの傾向が一層強まることが予想されることが明確になった。これと同時に、研究・教育活動との両立を図りつつ、社会貢献活動を一層盛んにするためには、このような社会貢献活動にかかる時間と労力を正当に評価する必要性も指摘されている(エフォート制等の導入の必要性)。(資料2-2-2-2:「平成16年度 法学研究科教員兼業一覧」)また、②一般市民向けの講演会・研修会等の実施についてみると、21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」の学外連携拠点「ジェンダー法・政策研究センター」を中心に、国際シンポジウムを1回、公開講演会を6回開催したほか、各種の公開シンポジウム等についても積極的に実施して、男女共同参画社会の担い手である一般市民に対して情報発信を行ったことが特筆される。この他に、評価広報委員会(平成17年度からは評価改善委員会)では、法科大学院・公共政策大学院・研究大学院で、どのような一般市民向けの講演会・研修会プログラムを企画することが可能であるかについて引き続き検討を重ねている。

〈資料一覧〉

資料2-2-2-1:「中期目標・中期計画・年度計画一覧」

資料2-2-2-2:「平成16年度 法学研究科教員兼業一覧」

Ⅱ 教育活動評価

評価項目3 学部教育に関する取組・現状・改善

(略)

評価項目4 大学院教育に関する取組・現状・改善

(略)

評価項目5 教員の指導能力の向上と教育評価、教育支援(認証評価基準3)

(1) 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

視点1:部局(大学)の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置(例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制等が考えられる。)が講じられているか。

・ 視点に係わる状況を以下の資料を用いて説明:

法学部では、法学・政治学の学問分野を網羅する法学科1学科を置く(資料5-1-1-1:組織図)。1学科の入学定員は160名であり、収容定員は640名である(資料5-1-1-2:入学・収容定員の表)。また、法学研究科では、総合法制専攻(法科大学院)、公共法政策専攻(公共政策大学院)、トランスナショナル法政策専攻(研究大学院)の3専攻を置く(資料5-1-1-1:組織図)。専門職大学院としての総合法制専攻(法科大学院)の入学定員は100名であり、収容定員は300名、公共法政策専攻(公共政策大学院)の入学定員は30名であり、収容定員は60名である。トランスナショナル法政策専攻(研究大学院)博士課程前期2年の課程の入学定員は20名、収容定員は40名、博士課程後期3年の課程の入学定員は20名であり、収容定員は73名である(資料5-1-1-2:入学・収容定員の表)。平成17年4月1日現在、法学研究科には、教授32名、助教授18名、講師1名、助手12名、計63名の専任教員が所属している(資料5-1-1-3:各専攻の教員配置状況)。

学部教育では法社会学、ローマ法など、部局で専門とする教員がいない授業科目を行うため、また、大学院教育では、専門職大学院における実務基礎教育や、専門分野における最先端の研究に基づく教育を行うため、弁護士等の実務法曹、中央省庁の公務員等の政策立案専門家、他学部・他大学所属の非常勤講師を任用している。平成16年度は、学部授業科目で4名、大学院授業科目で15名の非常勤講師を任用した(資料5-1-1-4)。

本部局の職種別年齢構成、性別割合、外国人教員の数、任期制による教員数を、資料5-1-1-5に示す。平成17年4月1日現在、教授、助教授、講師、助手の平均年齢は、それぞれ、50.1歳、33.9歳、35.0歳、40.0歳である。また、女性教員は、教授5名、助教授6名、講師0名、助手8名の計19名であり、全教員に占める割合は、30.6%である。外国人教員は、助教授1名の計1名であり、全教員に占める割合は、1.6%である。一方、任期付きの教員は、

教授 8 名、助教授 2 名、講師 1 名、助手 7 名の計 18 名であり、全教員に占める割合は 29 % である。

本部局独自では教員表彰制度を有していないが、教育における優秀な教員は、本学で平成 15 年度より制定している東北大学総長教育賞に積極的に推薦することとしている（資料 5-1-1-6：総長賞推薦状況）。

・ 各資料の分析結果とその根拠理由：

○法学研究科所属の専任教授、助教授、講師、助手の平均年齢は、平成 17 年 4 月 1 日現在、それぞれ、50.1 歳、33.9 歳、35.0 歳、40.0 歳である。

○本部局には、19 名の女性教員（全教員に占める比率は 30.6 %）が所属している。

○本部局には、1 名の外国人教員（国際公募を行い、書類審査・面接試問による選考の結果、採用。資料 5-2-1-5 参照）が所属している。

○本部局には、18 名の任期付き教員（全教員に占める比率は 29 %）が所属している。

○本部局では、学部授業科目で 4 名、大学院授業科目で 15 名の非常勤講師を任用している。

以上のことから、法学研究科では、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断される。

・ 優れた点及び改善を要する点：

法学研究科では、職種別教員の年齢構成、ジェンダー構成、外国人教員雇用実績などはおおむね適切である。

< 資料一覧 >

5-1-1-1: 法学研究科組織図

5-1-1-2: 入学・収容定員

5-1-1-3: 教員配置状況

5-1-1-4: 学部、大学院非常勤講師数

5-1-1-5: 教員職種別年齢構成等一覧

5-1-1-6: 総長教育賞表彰候補者推薦一覧

(2) 教員の採用及び昇格に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

視点 1: 教員の採用基準や昇格基準が明確、かつ適切に定められ、適切な運用がなされているか。特に、学士課程においては教育上の指導能力の評価、大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が採用・昇格に反映されているか。

・ 視点に係わる状況を以下の資料を用いて説明：

法学部・法学研究科では、全専攻ともすべての教員職種において、新規採用・昇格人事に関わらず、採用・昇格職種により構成メンバーは異なるものの、法学研究科総合運営調整教授会の下に選考委員会を設置し、候補者の適正な選考に努めてきた（資料 5-2-1-1: 東北大学大学院法学研究科総合運営調整

教授会内規、第3条第1号、第16条乃至第18条；資料5-2-1-2：東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規、第3条第1号、第14条；資料5-2-1-3：東北大学大学院法学研究科公共政策運営委員会内規、第3条第1号、第14条；資料5-2-1-4：東北大学大学院法学研究科研究大学院運営委員会内規、第3条第1号）。選考委員会では、何よりも候補者のこれまでの教育・研究業績を重視するとともに、人物評価を加味して選考している。選考委員会で選考された候補者は、さらに、法学研究科総合運営調整教授会に付議され、議決を受けている。

・ 各資料の分析結果とその根拠理由：

- 法学部・法学研究科は、選考委員会に関する規定を整備し、選考作業にあたっている。
- 法学部・法学研究科では、新規教員の採用・昇格人事にあたっては、選考委員会が教育・研究実績の評価に加え、人物評価を重視して選考している。
- 選考委員会で決定した候補者は、法学部・法学研究科総合運営調整教授会に付議され、議決を受けている。

以上のことから、法学研究科では、教員の採用・昇格人事について適切な運用がなされ、教育・研究上の指導能力の評価が採用・昇格に反映されていると判断される。

・ 優れた点及び改善を要する点：

法学研究科では、従来から、教育・研究能力に秀でた優れた教員の採用・昇格人事がなされてきた。平成16年度に設置された専門職大学院課程（法科大学院・公共政策大学院）の教育を担当する教員は、実務法曹、政策専門家を養成するという教育目的から、特に優れた教育能力を有することが必要とされている。このことを実現するために、総合法制専攻（法科大学院）、公共法政策専攻（公共政策大学院）は、それぞれの運営委員会において、カリキュラムのあり方について審議し、特定分野の教育に必要な実務家教員、研究者教員の採用・昇格人事を速やかに行うために、専攻長（院長）を通して、法学研究科総合運営調整教授会に、科目担当教員の選考委員会の設置を発議することとなっている。先端分野の研究と実務教育の架橋を図るという専門職大学院課程の教育目的実現のためには、教育能力のある優秀な研究者教員・実務家教員の確保が必須であり、このような制度は、機動的な人事のあり方として優れた点を有する。

外国人教員の採用については、平成16年度に、ドイツ法担当教員の選考にあたり国際公募を行ったことが特筆される（資料5-2-1-5：ドイツ法担当教員公募（16年度））。法学研究科と部局間交流のあるゲッチンゲン大学法学部等、複数のドイツの大学法学部に協力を要請するとともに、法学研究科のウェブサイトにはドイツ語の募集要項を公開した。候補者の面接も現地で行われた。このような外国人教員の国際公募は、研究者・教育者の人材を広く求める試みとして大変優れた試みといえる。改善を要する点としては、このような国際公募を実現するためにかかる、広報活動や面接実施のための財源の確保や、選考委員会委員の人的な負担の大きさがあげられる。

< 資料一覧 >

資料5-2-1-1：東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規

資料5-2-1-2：東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規

資料5-2-1-3：東北大学大学院法学研究科公共政策運営委員会内規

資料5-2-1-4：東北大学大学院法学研究科研究大学院運営委員会内規

資料5-2-1-5：ドイツ法担当教員公募（平成16年度）

視点2:教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明。

法科大学院では、開設当初の平成16年度より、学生による授業アンケートを、毎セメスター、すべての授業科目で実施している(資料5-2-2-2-1:授業アンケート集計結果)。アンケートの結果については、各教員の授業内容の向上に役立てるよう、直接教員個々人に示している。また、集計結果の全体平均を算出し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。また、平成17年度からは、専門職大学院事務室において、各教員が、自己の担当する授業科目以外の授業アンケートについても直接に結果を閲覧することができるようにした(資料5-2-2-2-2:閲覧可能案内文書)。なお、実務刑事法においては、担当教員各人が、相互に授業を参観し、授業後、意見交換を行っている。

法科大学院では、平成17年度に電子メール形式での目安箱を設置し、法科大学院生からの教育に関する要望が法科大学院長及び副院長に電子メールで直接的に届けられる体制をとっている(資料5-2-2-2-3:目安箱設置案内文書)。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 学生によるすべての授業科目に関するアンケートを毎セメスター行っている。
- 授業評価アンケートによる評価結果は、各教員に示し、授業内容の向上を図っている。
- 各教員が、自己のアンケート結果を全体結果及び他の特定科目の結果と比較することができる制度を設けている。
- 随時、教育活動に関する学生の意見を聴取することができるように電子メール目安箱を設置している。

以上のことから、法科大学院では、授業評価や満足度評価、学習環境評価等の学生の意見の聴取が行われており、学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 学生による授業評価をすべての授業科目において毎セメスター行うだけでなく、目安箱を設置し、学生の「いまの声」を随時聴取し、関連する委員会に案件を付託し、臨機応変の対処を行うことができる体制を設けているのが特長である。
- 授業評価に関する評価結果を分析する専門の委員会を設け、課題について組織的に対応する制度を整備することが今後の課題である。
- 教員間の授業に関する相互参観の制度を整備していくことが今後の課題である。

<資料一覧>

資料5-2-2-2-1:授業評価集計結果資料

資料 5－2－2－2－2：授業評価アンケート集計結果の閲覧可能案内

資料 5－2－2－2－3：目安箱設置案内文書

(略)

(3) 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。

視点1:教育の目標を達成するための基礎として、教育内容等と相補性を有する研究活動が行われているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、教育の目標を達成するため、授業科目は研究領域そのもの、もしくはそれに近い領域を研究分野とする教員、または、授業科目に関する実務経験が豊富な実務家教員が担当している。

とくに、第1年次科目において法律基礎科目を理論的観点を中心に教育し、第2・3年次で、理論と実務の架橋を目指した基幹科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）、理論を踏まえつつ、法曹実務の基礎的な素養を培うことを目標とした実務基礎科目という必修科目を中核に据える法科大学院のカリキュラムを実施するために必要な教員配置を行っており、その教育内容・教育方法についても、当該科目の研究分野・実務分野を融合した領域の中から常時アップツーデートの教材等を用いている（資料5－3－1－2－1：開講科目一覧（学生便覧）、資料5－3－1－2－2：東北大学情報データベースシステム：研究者紹介トップページ）。

また、過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し、法学の理論的素養を涵養することを目的とした基礎法・隣接科目及び現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした展開・先端科目については、まさに当該研究・実務領域のエキスパートである教員が担当している。

平成17年度に開講した授業科目と担当教員の対応表は資料のとおりである（資料5－3－1－2－1：学生便覧）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○法科大学院のカリキュラムにおいて必要な教育内容・教育方法は、当該科目の対象領域における最新の研究成果を取り入れつつ、常にアップツーデートの内容である必要があり、法科大学院の教員は、当該授業科目で扱う法領域の研究を基礎としていることに照らして担当授業科目が決定されている。

以上のことから、法科大学院では、教育の目標を達成するための基礎として、教育内容と相補性を有する研究活動が行われていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○法科大学院では、文部科学省による設置審査において、教員の授業科目担当に関する資格適正に

についての審査を受けており、現在の教員はその審査に合格したものであり、この項目については、十分に満たしていると判断される。

<資料一覧>

資料5-3-1-2-1：開講科目一覧（学生便覧）

資料5-3-1-2-2：東北大学情報データベースシステム研究者紹介トップページ

<http://www5.bureau.tohoku.ac.jp>

（略）

視点2:部局(大学)において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、編成された教育課程を適切かつ十分に展開するため、資料に挙げるとおりに事務を組織して、教務事務を行っている（資料5-3-2-2-1：事務組織表）。

また、オフィスアワー制度を設け、個々の教員が法科大学院生の学習相談等に応じるとともに（資料5-3-2-2-2：オフィスアワー利用状況）、法科大学院における授業の支援等を主たる業務とする助手を3名、法科大学院用図書室において学生の学習支援業務を行う助手を1名雇用している（資料5-3-2-2-3：助手職務分担表）。

さらに、法学研究科全体として雇用されているTAのうち、法科大学院担当教員に関連するものについては、法科大学院の授業科目にも配置されている（資料5-3-2-2-4：TA配置表）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○事務組織として、専門職大学院を置いて、教務事務を行っている。

○オフィスアワー制度を設け、学習相談等に応じている。

○法科大学院における授業の支援等を主たる業務とする助手及び法科大学院用図書室において学生の学習支援等を行う助手を雇用している。

○法学研究科全体として雇用されているTAは、法科大学院の授業科目にも配置されている。

以上のことから、法科大学院においては、大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、また、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○オフィスアワー制度を設けていること、主として法科大学院の教育補助を行う助手を採用していること、法科大学院用図書室専属の助手を採用していること、TAによる学習指導を行っていることが特長である。

○法科大学院担当教員専属の教育補助者の継続的雇用を図り、より充実した教育体制を整備するこ

とが今後の課題である。

<資料一覧>

資料5－3－2－2－1：事務組織表

資料5－3－2－2－2：オフィスアワー利用状況

資料5－3－2－2－3：助手職務分担表

資料5－3－2－2－4：T A配置表

(略)

評価項目 6 教育内容及び方法（認証評価基準 5）

<学士課程>

（略）

<大学院課程>

（４）教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること

《法科大学院》

視点 1：教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院は、優れた法曹（法科大学院では、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた法曹を「優れた法曹」と考えている）の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。

まず、法学未修者に対して第 1 年次科目（公法（憲法、行政法）、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を開講して、1 年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に、2 年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。このほか、実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習（以上、必修科目）、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判（以上、選択必修科目））、基礎法・隣接科目（日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法Ⅰ・Ⅱ、法と経済学）、展開・先端科目（環境法、経済法理論、経済法実務、倒産法、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、企業課税論、国際法発展、国際私法など）を開講している。

とりわけ 3 年次の必修である実務基礎科目（法曹倫理（2 年次・3 年次開講）、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習）は、将来の法曹の職務に直結する内容となっている（資料 6－4－1－1－1：学生便覧、資料 6－4－1－1－2：シラバス）。また、基礎法・隣接科目は、過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し、法学の理論的素養を涵養することを目的とした教育を目指し、展開・先端科目は民事法、刑事法、公法が相互に絡み合う分野について、現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした教育を行っている。

総じて言えば、1 年次は法学未修者のための教育、2 年次は法曹となるために必要な理論的な深化を目指すとともに、実務の基礎にも触れる教育、3 年次は理論に基づいた法曹実務の初歩的な理解と経験に関する教育を行う。そのために、研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力がなされている。

課程修了要件は、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目8単位及び選択必修科目2単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目24単位以上の修得及び96単位以上の修得である（資料6-4-1-1-1：学生便覧）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力により、理論科目と実務科目との間に有機的関連がある。

○講義、演習が適切に構成され、教育目標を達成するように配置されている。

○授業科目担当における研究者教員と実務家教員とのバランスが適切である。

○法科大学院カリキュラムは、法曹養成のために適切なものである

以上のことから、教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○理論と実務の架橋を強く意識した授業科目が設けられていること、基幹科目において民事法、刑事法、公法という大きな括りの科目を設けることにより、隣接法領域の理解が深まるように配慮されていること、理論的な教育を重視しつつも、実務科目を通じて、実務家として必要不可欠な素養を獲得できる科目を配置していることが特長である。

○特に、展開・先端科目については、社会の変化等に応じて、臨機応変にカリキュラム等委員会において、カリキュラムの見直し・検討を行っていく体制を整備することが課題である。

<資料一覧>

資料6-4-1-1-1：学生便覧（冊子体）

資料6-4-1-1-2：シラバス（冊子体）

視点2：授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院のカリキュラムは、2年または3年間で優れた法曹として独り立ちできるように、法曹教育に必要な広範な分野を体系的に編成した内容となっており、法科大学院の教育目的に十分合致していると判断される。

具体的には、1年次に、法学未修者が法学の基礎的な知識の修得を可能にすることを可能にする科目（公法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を開講し、2・3年次には、将来法曹として活動するために必要不可欠な理論的基礎を獲得する科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）、実務における技能・ノウハウを感得させる科目（実務基礎科目）、隣接学問領域との関係において法現象の持つ意義を学ぶ（基礎法・隣接科目）、法学の高度化・専門化・複雑化に対応する能力を涵養する科目（展開・先端科目）を開講している（資料6-4-1-2-1：学生便覧、資料6-4-1-2-2：シラバス）。2年次、3年次に中心としておかれる授業科目については前項で説明した。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○法科大学院では、目的に即した内容の授業科目が設定されている。

以上のことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○2年次に、法曹として身につけるべき理論的な素養を深めるため、実務民事法、実務刑事法、実務公法として基幹科目を設定していることは、他の法科大学院にない特徴である。これが3年次の実務基礎科目と実質的に連携するように不断の努力が必要である。

○各授業科目について、社会の変化等に応じて、臨機応変に教員各人およびカリキュラム等委員会において、授業内容の見直し・検討を行っていくよう努め、そのための体制を整備することが課題である。

＜資料一覧＞

資料6-4-1-2-1：学生便覧（冊子体）

資料6-4-1-2-2：シラバス（冊子体）

視点3：授業の内容が、全体としての教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院の各教員の授業内容は、法科大学院シラバスにより、研究活動については、東北大学情報データベースにより確認することができる。これによれば、各教員の教育内容と研究活動は適切に関連している。

授業内容について、第1年次科目の場合、法学基本科目に関する理論的な知見に支えられているものである。また、基幹科目については、複数の隣接法分野に関連する実務的諸問題に関する高度な理論的知見に支えられているものである。実務基礎科目の内容は、複雑高度な実務的問題を対象にしつつも、豊富な実務経験に裏付けられた理論的洞察を基礎にしたものとなっている。基礎法・隣接科目および展開・先端科目の授業内容は、高度な理論的知見に支えられた基礎理論的、比較法的、発展的な諸問題を扱うものとなっている。

なお、法科大学院においては、各法分野が現在直面している問題について、最新の判例等を素材にして、その分野を専門とした研究者教員及び実務家教員と学生との双方向的な講義・演習が行われている（資料6-4-1-3-1：シラバス、資料6-4-1-3-2：講義配布資料例）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○シラバスにおいて、教員の執筆した論文などが参考文献等に挙げられている。

○講義・演習等において、教員が独自に作成したレジュメ・資料等を配布している。

以上のことから、授業の内容が、全体としての教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 学生は、教員の優れた研究業績に裏打ちされた授業を受けることにより、法学の最先端の議論に触れ、理論的な理解を深めることができると同時に、実務的な事実の見方等を学ぶことができる。
- 双方向授業のあり方については、法科大学院開設の各科目全般について、不断の研究・改善を要するところである。

<資料一覧>

資料6-4-1-3-1：シラバス（冊子体）

資料6-4-1-3-2：講義配布資料例

視点4：単位の実質化への配慮がなされているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、学生が十分な予習・復習時間を確保し、講義を適切に履修することができるようにするために、最大履修登録単位数の上限を設定している。具体的には、1年次32単位、2年次36単位、3年次44単位である。なお、1年次配当科目履修中は、リーガルリサーチ以外の科目を履修することができないことなど、年次ごとの教育目的に応じて、履修可能科目の制限も行っている（資料6-4-1-4-1：学生便覧）。なお、授業評価アンケートの項目として、予習・復習に関する所要時間を設けることにより、学生の負担・自習の実質について把握するように努めている（資料6-4-1-4-2：授業評価集計結果資料）。

また、法科大学院では、オリエンテーションや学生便覧等によって、履修モデルコースなどを図表化して学生に提示すると同時に、オフィスアワー制度を設けることで、学生に適切な履修指導を実施している（資料6-4-1-4-1：学生便覧、資料6-4-1-4-3：ガイダンス配付資料）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 履修登録単位の上限が設定されている。
- 年次による履修可能科目の制限が行われている。
- 履修モデルを提示し、自学自習を促すガイダンスを実施している。

以上のことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 最大履修登録単位の上限を設けていること、法科大学院生が予習・復習にかける時間は単位の実質化という観点から見て、十分であることが特徴である。
- 学生の予習・復習の時間のバランス等がより適切なものとなるよう、カリキュラム上の工夫や教育指導を組織的に行う体制を整えることが今後の課題である。

<資料一覧>

資料6-4-1-4-1：学生便覧（冊子体）

資料6-4-1-4-2：授業評価集計結果資料

資料6-4-1-4-3：ガイダンス配付資料

(略)

(5) 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法が整備されていること。

《法科大学院》

視点1：教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、講義形態の授業が大半であり、それに加え演習が開講されている。

法科大学院では、1年次配当科目および基幹科目では、学生の座席は学期を通じて指定され、教員は学生の顔写真が入った座席表を持って授業に臨むことにより、教える側と教えられる側の親密感・緊張感が高まるよう工夫している（資料6-5-1-1-1：座席表例）。

これらの授業科目を含め、法科大学院科目は、優れた法曹の養成という目的を達成するため、すべて対話型双方向の授業形態がとられている。当該授業形態を効率よく実施するためには、学生の事前の十分な予習が必要となるため、毎回の授業ごとに、教育支援システム（TKC）を通じて、予習の課題を明確に示すなどの工夫がなされている（資料6-5-1-1-2：シラバス、資料6-5-1-1-3：TKCマニュアル）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○授業形態は、法科大学院の教育目的を達成できるように、講義を中心に合理的に設定されている。

○十分な予習のための指示の的確な指示や少人数教育の徹底など、教育内容に応じた学習指導方法が適切に実施されている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○全授業科目において少人数教育を徹底していること、学生と教員距離を縮めるため写真入座席表を作成・携帯して講義を行っていることなどが特長である。

＜資料一覧＞

資料6-5-1-1-1：座席表例

資料6-5-1-1-2：シラバス（冊子体）

資料6-5-1-1-3：TKCマニュアル

視点2：教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院のシラバスは「東北大学シラバス作成要項」に基づき作成されており、授業の目的と概要、学習到達目標、授業の内容・方法と進度予定、成績評価方法、教科書及び参考書、その他から構成されている。

シラバスは、冊子で公開すると同時に、学生に対しては、オリエンテーション等において、履修登録の際に積極的にシラバスを活用するように説明している（資料６－５－１－２－１：ガイダンス配付資料）。また、上記のTKCを通じて、シラバスの補完がされている。

シラバスの活用状況については、学生による授業評価アンケート項目となっており、その結果は資料のとおりとなっている（資料６－５－１－２－２：授業評価集計結果資料）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 教育課程の趣旨に沿って、統一された様式に即したシラバスが作成されている。
- シラバスの活用状況について、学生による授業評価アンケート項目となっている。
- 授業評価アンケート結果から、シラバスが活用されていることが分かる。

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されている。

・優れた点及び改善を要する点

- 授業の内容・進度等を詳細に記したシラバスを作成していること、授業の進度に応じたシラバスの修正をTKCでアップトゥデートに行っていることが大きな特長である。
- シラバスのHPにおける公開を可及的速やかに実施することが課題である。

<資料一覧>

資料６－５－１－２－１：ガイダンス配付資料

資料６－５－１－２－２：授業評価集計結果資料

（略）

（６）研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。

《法科大学院》

法科大学院は法曹養成に特化した教育機関であり、従来の大学院の有した研究指導は行っていないが、優秀な成績で修了した者については、新司法試験合格を条件として、従来の博士課程の道を開く予定である。

（略）

（７）成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

《法科大学院》

視点１：教育の目的に応じた成績評価基準や終了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、成績評価の区分を東北大学法科大学院規程第8条において規定しており、それは学生全員に配布されている学生便覧に明記されている（資料6-7-1-1-1：東北大学法科大学院規程、資料6-7-1-1-2：学生便覧）。

具体的には、試験の成績は、100点を満点とし、AA：90点以上、A：80点以上90点未満、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満の5段階とし、AA、A、B、Cを合格とすることとし、人数比につき、AAは若干名、Aは20%以下、B、Cは40パーセントを目処にし、プラスマイナス20パーセントの変動を認めることとし、各教員の採点の際の指針として示している。不合格であるDについては絶対評価である。なお、成績の基準等については、より詳細な資料を学生等に掲示により告知している（資料6-7-1-1-3：学生に対する掲示資料）。

修了認定基準は、東北大学法科大学院規程第12条に規定されており、それは学生全員に配布されている学生便覧に明記されている（資料6-7-1-1-2：学生便覧）。具体的には、3年以上在学し、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目10単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上及び展開・先端科目24単位以上の計96単位を修得しなければならないこととされている。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 成績評価基準及び修了認定基準は、東北大学法科大学院規程において策定している。
- 成績評価基準及び修了認定基準を規定した東北大学法科大学院規程は、全学生に配布されている学生便覧に明示されている。
- 成績評価基準及び修了基準については、オリエンテーション時のガイダンスや掲示等の方法によって、学生への周知を図っている。

以上のことから、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 成績評価の基準に関して客観的な基準を示していること、各評点に関する人数比の目安を定めていることが特長である。
- 少人数のクラスが多いため、人数比の目安が有効に機能しない場合があり、それらの科目に関する採点方法・基準を検討することが今後の課題である。

<資料一覧>

資料6-7-1-1-1：東北大学法科大学院規程

資料6-7-1-1-2：学生便覧（冊子体）

資料6-7-1-1-3：学生に対する掲示資料

視点2：成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院の成績評価は、規程に基づき5段階（AA、A、B、C、D）で行われているが、各授業科目における具体的な評価方法については、事前にシラバスにおいて公表すると同時に（資料6-7-1-2-1：シラバス）、適宜、TKCにおいても周知している（資料6-7-1-2-2：TKCマニュアル）。

また、科目ごとに成績分布図や平均点を一覧表にしたものを各教員に配布し（資料6-7-1-2-3：成績等一覧表）、教員が自らの成績評価を他の教員のそれと比較することを可能にすることによって、偏った成績評価が下されないよう工夫が施されている。

また、平成17年度からは、人的考慮が採点に影響しないように、採点に当たって答案にマスキングを施すこととしている。2年次における中核的科目である基幹科目をはじめとして多くの必修科目においては、複数回の中間試験やレポート等の成績も成績評価の資料として用いている。

修了認定は、東北大学法科大学院規程第13条に基づき、法科大学院運営委員会の議に基づき、教授会が行うこととなっている（資料6-7-1-2-4：東北大学法科大学院規程）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○成績評価は、基準に基づき、5段階（AA、A、B、C、D）で行われており、教員の成績評価が偏重を来さないように、科目ごとに成績分布図を作成し、各教員に配布している。

○採点の公正性・客観性を確保するため、答案にマスキングを施している。

○修了認定は、規程にしたがい、法科大学院運営委員会の議に基づき、教授会が行うこととなっている（ただし、法科大学院は平成16年度に開設されたため、平成17年度現在修了認定者はゼロである）。

以上のことから、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○採点に当たり答案にマスキングを施し公正を期していることが特長である。

○また、一度限りの定期試験のみで採点することをせず、プロセスとしての教育の本旨に則り、中間試験の成績等もあわせた総合的な成績評価をしていることも特徴である。

<資料一覧>

資料6-7-1-2-1：シラバス（冊子体）

資料6-7-1-2-2：TKCマニュアル

資料6-7-1-2-3：成績等一覧表

資料6-7-1-2-4：東北大学法科大学院規程

視点3：学位論文に関わる適切な審査体制が整備され、機能しているか。

法科大学院では、学位論文の作成は課されていない。

視点4：成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる）が講じられているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、定期試験、客観的平常点（中間試験、小テスト、レポート等）、主観的平常点（質疑応答、出席状況等）を総合して成績評価を行うことにより、成績評価の正確性を担保している（資料6-7-1-4-1：運営委員会教務連絡資料）。また、各科目の定期試験終了後、適切な時期に、試験結果に関する講評を行うこととし、学生の成績評価に関する疑問等に対処している（資料6-7-1-4-2：TKCマニュアル）。さらに、採点の公平性を確保するため、試験答案にマスキングを施している（資料6-7-1-4-3：カリキュラム等委員会7月度議事録、資料6-7-1-4-4：法科大学院運営委員会議事録（平成17年7月20日））。

なお、成績評価について不服のある学生は、専門職大学院係に確認を求めることができる。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 試験結果についての講評を行うことにより、学生の試験結果に関する疑問を解消することとしている。
- 複数の資料に基づき成績評価を行っている。
- 成績評価について不服のある学生は、専門職大学院係に確認を求めることができる。
- 試験答案にマスキングを施している。

以上のことから、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 複数の資料に基づき成績評価を行っていること、試験結果についての講評を行うことにより、学生の試験結果に関する疑問を解消していること、試験答案にマスキングを施していることなどが特長である。
- 成績に関する疑問に対して、組織的に対応する方策を策定する必要がある。

＜資料一覧＞

資料6-7-1-4-1：運営委員会教務連絡資料

資料6-7-1-4-2：TKCマニュアル

資料6-7-1-4-3：カリキュラム等委員会7月度議事録

資料6-7-1-4-4：法科大学院運営委員会議事録（平成17年7月20日）

（略）

評価項目 7 教育の成果と効果（認証評価基準 6）

（１） 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

視点 1：部局として、その目的に沿った形で、全学教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、特定の法分野に強い法曹を養成するのではなく、どの職種・どの分野の仕事にも共通して要求される基礎的な能力を確実に身につけた法曹、つまり足腰の強い、優れた法曹を養成することを目的としている。具体的には、①現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する能力、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、④緻密で的確な論理を展開することのできる能力、⑤他人とのコミュニケーションをするための高度の能力（理解力、表現力、説得力）を備え、⑥知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している法曹である。

また、開設授業科目を、第 1 年次科目（公法（憲法、行政法）、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）、基幹科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）、実務基礎科目（法曹倫理、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、民事要件事実基礎、刑事事実認定論、リーガル・リサーチ、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、模擬裁判）、基礎法・隣接科目（日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法Ⅰ・Ⅱ、法と経済学）、展開・先端科目（環境法、経済法理論、経済法実務、倒産法、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、企業課税論、国際法発展、国際私法など）に分類し、科目ごとにその目的、涵養を意図している資質・能力を明確に提示している（資料 7-1-1-2-1：学生便覧、資料 7-1-1-2-2：シラバス）。なお、これらの目的等については、募集要項、法科大学院パンフレットやホームページにおいて公表している（資料 7-1-1-2-3：募集要項、資料 7-1-1-2-4：パンフレット、資料 7-1-1-2-5：HP）。

以上の目的の達成状況を不断に検証・評価するため、原則として、毎月 1 回以上、法科大学院カリキュラム等委員会を開催し、現在のカリキュラムの問題点・改善点などについて検討を加え、対応を図ると同時に、必要に応じて法科大学院運営委員会に議題を付す体制をとっている（資料 7-1-1-2-6：組織図、資料 7-1-1-2-7：法科大学院カリキュラム等委員会記録）。

法科大学院においては、学生の履修科目毎の成績は専門職大学院係で取りまとめられ、進級および修了要件の判定時に法科大学院運営委員会および総合運営調整教授会に提出され、科目履修状況、単位修得状況、成績分布状況、原級留置状況などのデータが上記委員会および教授会構成員に報告される。また、学年毎の学生の履修状況や単位取得状況は専門職大学院係で取りまとめられ、次年度の履修計画を学生が立てる際に学生に開示される。希望する学生は、オフィスアワーを活用して

教員による勉学上の助言が得ることができる。さらに、法科大学院では、全科目につき授業評価アンケートを行っている（資料 7-1-1-2-8：授業評価アンケート実施状況）。アンケート結果については、各教員の授業内容の向上に役立てるよう、直接教員個人に示し、また、集計結果の全体平均を算出し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。なお、平成 17 年度からは、専門職大学院事務室において、各教員が、自己の担当する授業科目以外の授業アンケートについても直接に結果を閲覧することができるようにした（資料 7-1-1-2-9：閲覧可能案内文書）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 法科大学院が養成しようとする人材像を明確にし、それを募集要項、パンフレット、ホームページにおいて公表している。
- 科目を 5 分野に類型化し、それぞれの類型について、その目的や涵養を意図している資質・能力を明らかにし、それをパンフレットやホームページにおいて公表している。
- カリキュラム等委員会が、原則、毎月 1 回以上開催され、カリキュラム等の不断の検討を行っている。

以上のことから、その目的に沿った形で、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等について方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取り組みが行われていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 養成しようとする法曹像を明確に示し、さまざまなルートを通じて周知していること、カリキュラム等委員会が活発に活動を行い、目的の達成状況を不断に検証・評価していることが特長である。
- アンケート結果の組織的分析・検討を行う体制の整備が課題である。

<資料一覧>

- 資料 7-1-1-2-1：学生便覧（冊子体）
- 資料 7-1-1-2-2：シラバス（冊子体）
- 資料 7-1-1-2-3：募集要項（冊子体）
- 資料 7-1-1-2-4：法科大学院パンフレット（冊子体）
- 資料 7-1-1-2-5：法科大学院 H P（<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>）
- 資料 7-1-1-2-6：組織図
- 資料 7-1-1-2-7：法科大学院カリキュラム等委員会開催記録
- 資料 7-1-1-2-8：授業評価アンケート実施状況
- 資料 7-1-1-2-9：閲覧可能案内文書

（略）

視点 2：各学年や卒業時（修了）時等において、学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度（進級制）を採用しており、2年次に進級するためには、第1年次科目30単位を修得しなければならない、また、3年次に進級するためには、基幹科目28単位を修得しなければならない（資料7-1-2-2-1：東北大学法科大学院規程9条、10条）。

学生の進級状況及び各授業科目の試験結果は、教育の成果や効果の指標となる。昨年度の学生の単位取得状況及び進級状況等は以下のとおりである（資料7-1-2-2-2：学生の単位取得状況、進級状況表）。

進級できなかった者（原級留置者）については、現在のところ、以下のように対応している。第1年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、すでに履修済みの授業科目への出席も認めている。第2年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、2年次・3年次配当科目の履修を認めている。なお、再履修の必修授業科目と2年次・3年次配当科目あわせての最大履修登録単位数は36単位である（資料7-1-2-2-3：カリキュラム等委員会議事録）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○9割程度の学生が進級している。

○多くの学生が、履修登録単位の上限に近い単位数を取得している。

以上のことから、各学年や卒業（修了）時等において、学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○学生に期待する資質・能力と進級制度を関連付けている点が特長である。

○進級できなかった者（原級留置者）に対する教育方法等の有り方については、さらに引き続き検討する必要がある。

<資料一覧>

資料7-1-2-2-1：東北大学法科大学院規程9条、10条

資料7-1-2-2-2：学生の単位取得状況、進級状況表

資料7-1-2-2-3：カリキュラム等委員会議事録

(略)

視点3：学生の授業評価結果等から見て、部局（大学）が編成した教育課程を通じて、部局（大学）の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

平成16年度に実施した授業評価アンケートの結果は、資料のとおりである（資料7-1-3-2-1：授業評価集計結果資料）。その結果としては、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多いこと（資料7-1-3-2-1：授業評価集計結果資料）、法科大学院の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか否かを示すもの「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか」という項目を挙げることができるが、その項目に対する回答も、肯定的なものが65パーセントに達している（資料：授業評価アンケート結果一覧）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。

○大学の意図する教育の効果の有無に関する学生自身の判断に係る質問項目についても、肯定的な回答が多い。

以上のことから、学生の授業評価結果等から見て、法科大学院が編成した教育課程を通じて、法科大学院の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断していると考えられる。

・優れた点及び改善を要する点

○全科目につき、アンケートを実施することにより、法科大学院の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか否かを適時に把握することができる体制を整えていることが特徴である。

○アンケートの質問項目を不断に改善していくことが課題である。

<資料一覧>

資料7-1-3-2-1：授業評価集計結果資料

(略)

視点4：教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面を含めて判断して、教育の成果や効果があがっているか。

(略)

《法科大学院》

法科大学院は、いまだ修了生を輩出していないため、回答不能である。

(略)

視点5：卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果が上がっているか。

（略）

《法科大学院》

法科大学院は、いまだ修了生を輩出していないため、回答不能。

（略）

評価項目 8 教育の質の向上及び改善のためのシステム（認証評価基準 9）

（１）教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

視点 1：教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、入試委員会が入学選抜について、カリキュラム等委員会が法科大学院のカリキュラムおよび教材の作成等について、それぞれ継続性をもって教育活動の実態と問題点を把握しており、重要な事項については総合運営調整教授会・法科大学院運営委員会に諮られることになっている。また、教育実施体制や教育施設・設備を含めた教育全体については、評価広報委員会をはじめとする関連諸委員会が、各種データを収集・蓄積し、その分析に基づき見直し・改善を行うシステムとなっている（資料 8-1-1-2-1：組織図）。

法科大学院では、教員個々人の教育活動の実態を示すデータや資料として、本学で開発された「東北大学情報データベースシステム」を利用している。

専門職大学院系では、法科大学院における個々の教員の授業担当表として開講科目一覧を作成している（資料 8-1-1-2-2：法科大学院開講科目一覧）。また、法学部で作成している「東北大学法学部 研究・教育の概要」においては、個々の教員の教育活動が記載されており（資料 8-1-1-2-3：『東北大学法学部 研究・教育の概要』）、次号以降は、法科大学院における教育活動についても記載される予定である。

これらのうち紙媒体資料は、専門職大学院において保管することとしている。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 教員個々人は、本学で開発された「東北大学情報データベースシステム」に教育活動内容を入力している。
- 教員個々人に関する法科大学院教育活動実績については、専門職大学院系が法科大学院授業担当表を作成している。
- 法学部で作成している『東北大学法学部 研究・教育の概要』において、教員個々人の教育活動状況を記載する予定である。
- 法科大学院授業担当表及び東北大学法学部 研究・教育の概要は、専門職大学院系において、一定期間保存することとしている。

以上のことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- カリキュラム等委員会を中心として、組織として教育活動の実態を示す資料・データ等を収集し、評価・改善につなげるための体制が整えられている点は、優れている。
- 今後は、東北大学情報データベースシステムを中心に、教育活動に関するデータ・資料の収集・蓄積を推進していく予定であるので、当該システムへの適時の入力を推進していくことが課題である。

<資料一覧>

資料 8-1-1-2-1：組織図

資料 8-1-1-2-2：法科大学院開講科目一覧

資料 8-1-1-2-3：『東北大学法学部 研究・教育の概要』第 6 号 VII 教官の研究教育活動

(略)

視点 2：学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる）
が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業アンケートを、毎セメスター、すべての授業科目で実施している（資料 8-1-2-2-1：アンケート総合集計表-8(1)視点 2 関係）。アンケートの結果については、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員に示している。また、集計結果の全体平均を算出し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。また、平成 17 年度からは、専門職大学院事務室において、各教員が、自己の担当する授業科目以外の授業アンケートについても結果を閲覧することができるようにした（資料 8-1-2-2-2：授業アンケート結果閲覧可能案内）。

法科大学院では、平成 17 年度に電子メール形式での目安箱を設置し、法科大学院生からの教育に関する要望が法科大学院長及び副院長に電子メールで直接的に届けられる体制をとっている（資料 8-1-2-2-3：目安箱）。

平成 17 年度は、法科大学院副院長が、1 年次および 2 年次学生との昼食会を実施し、学生の意見を直接的にくみ上げ、的確かつ迅速な対応を図った（資料 8-1-2-2-4：昼食会案内）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 学生によるすべての授業科目に関するアンケートを毎セメスター行っている。
- 授業評価アンケートによる評価結果は、各教員に示し、授業内容の向上を図っている。
- 各教員が、自己のアンケート結果を全体結果及び他の特定科目の結果と比較することができる制度を設けている。
- 随時、教育活動に関する学生の意見を聴取できるように目安箱を設置している。
- 法科大学院副院長が、1 年次および 2 年次学生との昼食会を実施し、学生の意見を直接的にくみ上げるよう努めた。

以上のことから、学生の意見聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 学生による授業評価をすべての授業科目において毎セメスター行うだけでなく、目安箱を設置し、学生の声を随時聴取し、必要に応じて、それを個々の教員に届け、教育の状況に関する自己評価・点検に役立てることができるようにしていることが特長である。
- 授業評価アンケートに関する評価結果を分析し、個々の授業科目の課題・問題点を解明する専門の委員会を設け、そこでの分析結果を、個々の教員に伝える組織的な制度の整備が今後の課題である。

<資料一覧>

- 資料 8-1-2-2-1 : アンケート総合集計表-8(1)視点 2 関係
- 資料 8-1-2-2-2 : 授業アンケート結果閲覧可能案内
- 資料 8-1-2-2-3 : 目安箱
- 資料 8-1-2-2-4 : 昼食会案内

(略)

視点 3 : 学外関係者 (例えば、卒業 (修了) 生、就職先等の関係者等が考えられる) の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院は開設 2 年目であり、現在のところ、修了生を輩出していないため、教育に関する意見聴取は行っていない。

ただし、平成 18 年度から 2 年間にわたり、第三者評価として、大学評価・学位授与機構を認証機関とする認証評価 (予備評価) を受けることとしている (なお、当該認証評価は、それ以後も定期的に行われる予定である) が、そこでは、教育に関する部分についても、当然に、評価の対象となる予定である (資料 8-1-3-2-1 : 大学評価・学位授与機構による認証評価資料)。

全国一律の教育水準の確保を至上命題とする法科大学院においては、認証機関の評価 (認証判断) は極めて重大な意味を持つものであり、そこで指摘された事項については、最優先課題として、カリキュラム等委員会など関係委員会において、早急に対応を図る予定である。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 認証機関による評価を定期的に受ける予定である。
- 認証機関による指摘事項については、組織的に迅速な対応を図る予定である。

以上のことから、法科大学院においては、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されることが確実であると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 厳格な審査を行う大学評価・学位授与機構の認証評価を受け、教育体制の不断の見直しを組織的に行う体制が取られている点が特長である。
- 次年度以降、修了生・就職先等からの意見聴取を組織的に行う必要があり、その方針等を早急に確立することが課題である。

<資料一覧>

資料 8-1-3-2-1：大学評価・学位授与機構による認証評価資料

(略)

視点 4：評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、評価結果に基づき教育の質の向上、改善に結びつけるため、カリキュラム等委員会、入試委員会、評価・広報委員会を設置している（資料 8-1-4-2-1：組織図）。このうち、カリキュラム等委員会が、カリキュラムの見直しを、入試委員会が入試制度の見直しを、評価・広報委員会が、評価一般に関する業務を担当している。各委員会における議論は、法科大学院運営委員会において、随時、報告され、運営委員会構成員各自が問題意識を共有できるよう配慮している。

評価結果が具体的改善に結びついた一例としては、16 年度前期のみで開講されていた 1 年次科目の刑法について、前期半年のみで刑法全般を学習するのは困難であるとの意見が授業評価アンケート及び試験結果に関する講評の際に出されたことなどを踏まえて、17 年度からは、通年科目として開講されることとなったことを挙げることができる（資料 8-1-4-2-2：授業評価アンケート結果、資料 8-1-4-2-3：学生便覧）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 法科大学院では、カリキュラム等委員会などを設置し、教育の質の改善のための諸活動を行っている。
- 個々の法科大学院教員が問題意識を共有できるように、法科大学院運営委員会において、委員会における議論が随時報告されている。

以上のことから、法科大学院においては、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 問題ごとに委員会を設け、迅速な対応を可能にしていることが特長である。
- 各委員会における情報の流通・共有が必ずしも十分でない部分があり、その点の改善を図ることが課題である。

<資料一覧>

- 資料 8-1-4-2-1 : 組織図
- 資料 8-1-4-2-2 : 授業評価アンケート結果
- 資料 8-1-4-2-3 : 学生便覧 (冊子体)

(略)

視点 5 : 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業アンケートを、毎セメスター、すべての授業科目で実施している (資料 8-1-5-2-1 : 授業アンケート結果一覧)。アンケートの結果については、各教員の授業内容の向上に役立てるよう、直接教員個人に示している。また、集計結果の全体平均を算出し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。また、平成 17 年度からは、専門職大学院事務室において、各教員が、自己の担当する授業科目以外の授業アンケートについても結果を閲覧することができるようにした (資料 8-1-5-2-2 : 閲覧可能案内文書)。個々の教員に対しては、評価・広報委員会より、運営委員会の場合等を通じて、当該評価結果を教授技術の向上等に主体的・積極的に活用するよう広報している。

具体例としては、前年度に予習の方法がわかりにくいという指摘があったために、学生の負担等を考え、実務民事法において、主任解答者を定め、その者たちに事前の解答を求め、その解答を中心に授業を行うことにより、予習の方向性を明示することとしたことなどが挙げられる (資料 8-1-5-2-3 : TKC マニュアル)

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 授業評価アンケートを直接担当教員に示し、次年度以降の授業科目の改善に役立てている。
- 具体的に教員個人が授業評価結果を参考に、授業方法を改善したことを証明する資料を作成していない。今後調査の上、資料として、蓄積する予定である。

以上のことから、法科大学院では、個々の教員は評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術との継続的改善を行っていると推測されるが、具体的な実証資料は存在していない。

・優れた点及び改善を要する点

○学生によるすべての授業科目に関するアンケートを毎セメスター行っていること、授業評価アンケートによる評価結果は、各教員に示し、授業内容の向上を図っていること、各教員が、自己のアンケート結果を全体結果及び他の特定科目の結果と比較することができる制度を設けていることが特長である。

○具体的に教員個々人が授業評価結果を参考に、授業方法を改善したことを証明する資料の作成が今後の課題である。

＜資料一覧＞

資料 8-1-5-2-1：授業アンケート結果一覧

資料 8-1-5-2-2：閲覧可能案内文書

資料 8-1-5-2-3：TKC マニュアル

(略)

（２）教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取り組みが適切に行われていること。

視点 1：部局（大学）ファカルティ・ディベロップメント（FD）について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、授業評価アンケートを実施することにより、各授業科目に関する学生の意見・ニーズを、1 年次配当科目・基幹科目担当教員の懇談会を適宜開催することにより、中心科目担当の教員の意見・ニーズを汲み上げ、前者の結果については評価広報委員会が、後者の結果についてはカリキュラム等委員会が中心となって、各教員に対して適切な対応を図ることとしている（資料 8-2-1-2-1：授業評価アンケート結果、資料 8-2-1-2-2：1 年次配当科目・基幹科目担当教員懇談会資料）。なお、学生・教員の多様なニーズに迅速かつ適切に対応するため、平成 17 年度に FD 担当の教員を複数名配置しており（資料 8-2-1-2-3：組織図）、当委員会が中心となって法科大学院としての FD を計画・実施している。

法科大学院における FD としては、民事法に関する実務教育のあり方をテーマに、平成 16 年 9 月に実施されたものがある（資料 8-2-1-2-4：判例タイムズ）ほか、法学研究科全体の FD には、法科大学院担当教員も参加している。また、専門の近い教員が、相互に授業を参観し、授業後に意見交換を随時行った。今年度 11 月には、専門を問わず、授業の相互参観を活発に行い、その成果を個々の教員の授業方法等に活用する予定である。

そのほかには、他大学への訪問し、講義の参観・施設見学なども行っている。今年度は、8 月に立教大学を訪問し、11 月には、同志社大学を訪問し、意見交換を行う予定である。また、日弁連、司法研修所、全国の法科大学院で行われるシンポジウム等へ教員の派遣（資料 8-2-1-2-5：日弁連、司法研修所、全国の法科大学院で行われるシンポジウム等における配布資料）などにも

積極的に参加している。それらによって得られた知見は、報告書として、法科大学院に提出され、教育の質の向上や授業の改善に結びつけるよう活用することに努めている。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- FD委員会を設け、ニーズに応じたFDを迅速かつ適切に実施する体制を整えた。
- 授業評価アンケートを実施することにより、各授業科目に関する学生の意見・ニーズを汲み上げる体制をとっている。
- 1年次配当科目・基幹科目担当教員の懇談会を開催することにより、中心科目担当の教員の意見・ニーズを汲み上げる体制をとっている。
- 具体的には、授業の相互参観や他大学への訪問等を実施している。

以上のことから、部局（大学）ファカルティ・ディベロップメント（FD）について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 多様なルートで学生及び教員のニーズを適切に汲み上げるよう努めていることが特長である。
- 現在、FD担当教員を配置しているだけの体制を改め、FD委員会を発足させ、その活動を活発化させ、汲み上げられたニーズに対して、組織として、迅速かつ適切に対応することが今後の課題である。

<資料一覧>

資料8-2-1-2-1：授業評価アンケート結果

資料8-2-1-2-2：1年次配当科目・基幹科目担当教員懇談会資料

資料8-2-1-2-3：組織図

資料8-2-1-2-4：判例タイムズ

資料8-2-1-2-5：日弁連、司法研修所、全国の法科大学院で行われるシンポジウム等における配布資料

（略）

視点2：FDが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、視点1に示した形態でFDを実施している。これらのFDは、広い意味で現場での教育の質や授業の改善に結びついている。具体的には、本法科大学院で模擬裁判を実施するに当たり、他大学での実施状況・形態を実際に参観する必要があるとの意見を受け、担当教員を立教大学に派遣したが、その成果は、本年度の模擬裁判の講義態様等に反映されている（資料8-2-2-2-1：模擬裁判実施要領）。また、実務刑事法については、担当教員相互の授業参観及びその後の意見交換の結果を、次年度の講義内容、講義形態等に反映させている（資料8-2-2-2-2-2）。

2：授業評価集計結果資料)。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○これまで教員相互の授業参観、意見交換、他大学訪問、日弁連主催のシンポジウム、司法研修所への教員派遣等のFDを実施した。

○FDの成果は授業内容等に積極的に反映されている。

以上のことから、FDが、教育の質の向上や授業の改善に結びついていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○教員相互の授業参観、意見交換、他大学訪問、日弁連主催のシンポジウム、司法研修所への教員派遣等のFDを実施し、個々の教員が、その成果を授業内容等に積極的に反映しようと努めている点が特長である。

○従来、短期的視点からのFDを中心に行ってきたが、今後は、FD委員会を設置し、本法科大学院の掲げる目的達成のために、中長期的観点から必要と判断されるFDを立案・実施することが課題である。

＜資料一覧＞

資料8－2－2－2－1：模擬裁判実施要領

資料8－2－2－2－2：授業評価集計結果資料

(略)

視点3：教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、教育支援者・教育補助者として、助手を5名採用している。また、講師1名は、法科大学院におけるネットワーク関係の教育支援をも行っている（資料8－2－3－2－1：組織図）。開設2年目の法科大学院においては、直接教育を担当する教員のFDの実施方法等の一応の検討を終えたばかりであり、それを補助する助手等に対するFDについては、法科大学院運営委員会において現在検討中の段階である。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○教育支援者たる助手等に対するFDについては、現在検討中の段階である。

以上のことから、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が行われると判断されるが、時間的關係上、その実施にはいまだ至っていない。

・優れた点及び改善を要する点

- 開設2年目の早い時期にありながら、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るためのF Dの必要性を認識し、それを組織的に検討していることが特長である。
- 助手等の教育支援者に対する組織的なF Dの実施が今後の課題である。

<資料一覧>

資料8－2－3－2－1：組織図

(略)

評価項目 9 学生教育・生活支援に関する取組み（認証評価基準 7、8）

（１） 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

視点 1：授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、入学時における履修ガイダンスを実施し、法科大学院において、適切かつ効率的に、法曹としての基礎的な素養を獲得することができるよう配慮している（資料 9-1-1-2-1：ガイダンス配布資料）。そこでは、法科大学院における授業への臨み方・学習のあり方一般に関する説明はもちろんのこと、法制実務図書室や自習室の利用方法、学内 LAN の接続方法など、学習支援体制についての説明も詳細に行っている。また、学生便覧等において、履修モデルを明示しており、法学未修者・法学既修者の相違、将来自己の目指す法曹像に応じて、いかなる授業科目の選択をすればよいかを具体的に示している（資料 9-1-1-2-2：学生便覧）。また、前期授業が開始する前に履修相談を開いて、学生のニーズにより細やかな対応をしている（資料 9-1-1-2-3：履修相談に関する掲示）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○ガイダンスにおいて、履修計画の考え方を示し、詳細かつ丁寧な履修案内を行っている。
○学生便覧等において、履修モデルを明示し、学生の特性に応じた履修が図られるよう配慮している。

以上のことから、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○ガイダンスにおいて、法科大学院における教育理念等を踏まえた詳細な履修案内を実施していること、学生の特性に応じた履修が可能になるよう履修モデルを明示していること、法科大学院施設の利用方法等学習支援体制の説明と併せた履修案内を行っていることが特長である。

<資料一覧>

資料 9-1-1-2-1：ガイダンス配布資料

資料 9-1-1-2-2：学生便覧（冊子体）

資料 9-1-1-2-3：履修相談に関する掲示

（略）

視点2：学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる）が適切に行われているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、学習上の相談のために、オフィスアワー制度を設け、原則として月に2度は、法科大学院の教員に個別に面談できる機会を設け、その活用状況を教育支援助手によって把握する体制を整えている（資料9-1-2-2-1：オフィスアワー利用状況）。

また、TKCには、教員のメールアドレスを、学生便覧には教員の連絡先（研究室電話番号及び研究室所在地）公開している（資料9-1-2-2-2：学生便覧）。さらに、TKCを通じて、教員に対し、授業に関する質問を行うことができる体制を整えている（資料9-1-2-2-3：TKCマニュアル）。

なお、オフィスアワーが設定されていない場合にも、学生は、随時、各教員の研究室を訪問し、勉強上の議論や生活相談を行うことが、事実上、可能になっている。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○オフィスアワー制度を設け、学生の学習相談にきめ細かく対応している。

○教員のメールアドレスをTKCにおいて公開している。

○教員の連絡先を学生便覧において公開している。

○授業に関する質問を、TKCを通じて、担当教員に直接的に行うことができるようになっている。

以上のことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○学生と教員が直接的に接触し、日々の学習上・生活上の悩み等を相談できる制度としてオフィスアワー制度を設けていること、TKCを通じて授業に関する質問等を教員に対して直接できる環境を整備していることが特長である。

<資料一覧>

資料9-1-2-2-1：オフィスアワー利用状況

資料9-1-2-2-2：学生便覧（冊子体）

資料9-1-2-2-3：TKCマニュアル

（略）

視点3：学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、学生による授業アンケートを、毎セメスター、すべての授業科目で実施している（資料 9-1-3-2-1：授業評価集計結果資料）。アンケートの結果については、各教員の授業内容の向上に役立てるよう、直接教員個人に示している。また、集計結果の全体平均を算出し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。また、平成 17 年度からは、専門職大学院事務室において、各教員が、自己の担当する授業科目以外の授業アンケートについても結果を閲覧することができるようにした（資料 9-1-3-2-2：授業アンケート結果閲覧可能案内）。

また、平成 17 年度には、目安箱を設置し、法科大学院生からの教育に関する要望等が法科大学院長及び副院長に直接届けられる体制を整えた（資料 9-1-3-2-3：目安箱設置案内）。このシステムにより、学生の抱懐する学習支援に関する多様な疑問・不満を随時汲み上げ、法科大学院の運営の中核を担っている教員による早急な対応が図られることとなっている。

さらに、平成 17 年度は、法科大学院副院長が、1 年次および 2 年次学生との昼食会を実施し、学生の意見を直接的にくみ上げ、的確かつ迅速な対応を図った（資料 9-1-3-2-4：昼食会案内）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○学生による授業アンケートを、毎セメスター、すべての授業科目で実施し、その結果について、各教員の授業内容の向上に役立てるよう、直接教員個人に示している。

○目安箱を設置し、法科大学院生からの教育に関する要望等が法科大学院長及び副院長に直接届けられる体制を整え、学生の要望に、迅速かつ的確に対応する体制を整えている。

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○学生による授業評価を、すべての科目において実施し、その結果を各教員に直接的に示すだけでなく、他の教員のアンケート結果との比較を可能にすることにより、自己の授業に関する学生の不満がどこにあるのかを検証できる制度を整えていること、目安箱の設置により、学生のニーズを迅速に汲み上げ、的確に対応できる制度を整えていることが特長である。

<資料一覧>

資料 9-1-3-2-1：授業評価集計結果資料

資料 9-1-3-2-2：授業アンケート結果閲覧可能案内

資料 9-1-3-2-3：目安箱設置案内

資料 9-1-3-2-4：昼食会案内

（略）

視点 4：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる）への学習支援が適切に行われているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、多様な法曹の養成という理念に基づき、一定の社会経験を積んだ者を学生として受け入れているが、それらの者が円滑に法科大学院の授業を受けることができるように、オリエンテーションや各授業のガイダンスにおいて、学習方法（予習・復習のあり方等）について、アドバイスをを行うよう努めている。また、法学未修者に対して、基本六法（公法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の担当教員が、合格発表後、入学までに読むことが望まれる書籍を示し、入学以後の学習が円滑に始められるように配慮している（資料9－1－4－2－1：法学未修者の皆さんへ）。

障害を持つ学生に対しては、個々の学生の障害の内容・程度に応じて、個別的に対応するよう図っている。具体的には、視力の弱い者（弱視者）のために、活字の大きな六法を用意する、試験問題・授業における配布資料を拡大してコピーするなどの対応を行った。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 法学未修者や社会人経験者に対して、オリエンテーションやガイダンスにおいて学習指導を行っている。
- 基本六法の担当教員が、法学未修者に対して、合格発表後、入学までに読むことが望まれる書籍を示している。
- 障害を持つ学生に対して、個別的に対応するよう努めている。

以上のことから、特別な支援が行うことが必要と考えられる者への学習支援はおおむね適切に行われていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 法学未修者に対して、入学までに読了することが望まれる書籍を明示していることが特長である。
- 法科大学院の施設は最新のものではなく、障害を持つ者等に対する配慮（エレベーターの設置、段差の解消など）が十分でない点が散見されるため、それらを解決することが今後の課題である。

<資料一覧>

資料9－1－4－2－1：法学未修者の皆さんへ

（略）

（2）学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

視点1：自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、法政実務研修棟に、法政実務図書室、自習室、パソコン室、コモンルームを設けると同時に、これらの利用案内を、入学時のオリエンテーションにおいて行い、学生の自主的な学習が効率的かつ円滑に行われるように配慮している（資料9-2-1-2-1：ガイダンス配付資料）。以下それぞれについて説明する。

法政実務図書室では、学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例集などが配架され、コピー機も利用できるようになっている。また、配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能になっている。また、法政実務図書室には、専任の助手を一人配置し、学生の資料検索の補助など学習の支援に当たっている。なお、図書室の利用方法については、学生便覧に明記してある（資料9-2-1-2-2：学生便覧）。

自習室では、自習用の机を約200台設置し、法科大学院の学生は24時間利用できる体制を整えている。また、無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末からネットワークに接続することを可能にしている。

パソコン室には、自由に使用できるパソコンを8台設置し、いつでも自由に情報を検索・収集することができるようにしている。

コモンルームでは、学生が予復習の合間に、教員や友人と自由闊達にコミュニケーションが取れるようにしている。

法科大学院では、教育支援システム（TKC）を導入し、学生一人一人にアカウントを与えることにより、判例・文献のネットワークによる検索を可能にし、また、教員の授業に関する予習・復習に関する指示の徹底・円滑化を図ることによって、自主的学習を積極的に支援している。なお、TKCの利用については、オリエンテーションにおいて、法科大学院におけるネットワーク担当の専任講師による説明がなされており、疑問な点については、随時、同講師に質問することが可能な体制がとられている（資料9-2-1-2-1：ガイダンス配付資料、資料9-2-1-2-3組織図）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 法政実務図書室を設け、学習に必要な基本的な文献・雑誌、判例の収集が可能となっている。
- パソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能になっている。
- 24時間利用可能な自習室を設けている。
- パソコン室にパソコンを8台設置し、情報の収集・検索の便を図っている。
- 教員や友人との自由闊達なコミュニケーションの場としてコモンルームを設けている。
- 自主的学習の包括的な支援システムとしてTKCを導入している。

以上のことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 学部・研究科とは別個に専門職大学院専用の図書室を設け、学生の自主的学習の便を図っていること、24時間利用可能な自習室を設け、各自のペースで自主的学習を行うことができる環境を整備していること、デジタル化されたデータベースの検索・閲覧を可能にしていること、パソコン室を設け情報の収集の便を図っていること、円滑な自主的学習の支援のため、TKCを導入し

ていることが特長である。

- 一人一人の学生に固定席を与えることができるように、自習室のスペースを拡大すること、パソコン室のパソコン台数を増やし、より円滑に情報の検索・収集を可能にすることが今後の課題である。

<資料一覧>

資料 9-2-1-2-1 : ガイダンス配付資料

資料 9-2-1-2-2 : 学生便覧 (冊子体)

資料 9-2-1-2-3 : 組織図

(略)

視点 2 : 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、法政実務図書室やパソコン室に配置されたパソコンを利用して、DVDやCD-ROM等デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能となっている。なお、自習室や講義室において、無線LANを利用することによって、各自のコンピュータ端末からネットワークに接続することも可能になっている。

また、教育支援システム(TKC)を導入し、学生一人一人にアカウントを与えることにより、法科大学院内・自宅を問わず判例・文献のネットワークによる検索を可能にし、また、教員の授業に関する予習・復習に関する指示の徹底・円滑化を図っている。TKCの利用については、特別の時間を設け、法科大学院におけるネットワーク担当の専任講師による説明がなされており、疑問な点については、随時、同講師に質問することが可能な体制がとられている(資料 9-2-2-2-1 : TKCマニュアル、資料 9-2-2-2-2 : 組織図)。

法科大学院におけるネットワークの管理・運営については、専任講師1名が担当しており、ファイアーウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入などセキュリティ管理は万全である。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 法政実務図書室、パソコン室におけるパソコンの利用または講義室・自習室における無線LANを利用した学生個人のパソコンの活用により、デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が可能となっている。

- 教育支援システム(TKC)を導入することにより、判例・文献のネットワークによる検索を可能にし、また、教員の授業に関する予習・復習に関するネットワークを活用した指示の徹底・円滑化を図っている。

- 情報ネットワークに関する管理運営について専任の講師を配置している。

以上のことから、教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有

効に活用されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 法科大学院の施設内において、デジタル化された判例・法令・雑誌論文データベースの検索・閲覧が随時可能となっていること、教育支援システム（TKC）を導入し、法科大学院内・自宅を問わず判例・文献のネットワークによる検索を可能にしていること、ネットワーク管理に関する専任の講師を雇用し、適切な管理運営に努めていることが特長である。
- メールによる質疑応答、TKCを活用した質疑応答など、ネットワークを利用した教員・学生間の双方向的交流のあり方を不断に検討することが必要である。

＜資料一覧＞

資料 9-2-2-2-1：TKC マニュアル

資料 9-2-2-2-2：組織図

（略）

（３）学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

視点１：学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、部局（大学）における保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる）が整備され、機能しているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、オフィスアワー制度を設け、個々の教員が法科大学院生の学習相談、生活相談等に応じる体制を整備しており、一月あたり、平均約 17 名の学生が利用している（資料 9-3-1-2-1：オフィスアワー制度の利用状況表）。なお、オフィスアワー制度については、法科大学院における学習支援を担当する助手がその運用を行っており、学生と教員との間の仲介役となっている。

また、平成 17 年度は、法科大学院副院長が、1 年次および 2 年次学生を対象とした昼食会を開催し、学生との交流を積極的に行った（資料 9-3-1-2-2：昼食会のお知らせ）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- オフィスアワー制度を設け、個々の教員が法科大学院生の学習相談、生活相談等に応じる体制を整備している。
- 法科大学院の教育支援を行っている助手がオフィスアワー制度の実質的な運営を行うことにより、制度が円滑に機能している。
- 法科大学院副院長が、1 年次および 2 年次学生を対象とした昼食会を開催した。

以上のことから、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- オフィスアワー制度を設けていること、オフィスアワー制度を助手が効率的に運用していること、個々の教員が積極的に学生と交流を図っていることが特長である。
- オフィスアワー制度を利用する学生数の拡大を図ること、個々の教員の自主性に委ねている学生との交流を組織的なものにすることが今後の課題である。

<資料一覧>

資料 9－3－1－2－1：オフィスアワー制度の利用状況表

資料 9－3－1－2－2：昼食会のお知らせ

(略)

視点 2：特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる）への生活支援等が適切に行われているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、車椅子で移動可能なスロープを法科大学院棟の入り口に設けている。法科大学院は開設後間もないこと、施設自体が古いことから、現在のところ、障害を持つ学生のための設備は必ずしも十分ではないが、施設担当の法科大学院副院長を中心に、この点についての改善を検討する予定である（資料 9－3－2－2－1：組織図）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 車椅子で移動可能なスロープを法科大学院棟の入り口に設けている。
- 施設担当の法科大学院副院長を中心に、障害を持つ学生に対して、施設の改善を中心とした、生活支援を促進していく予定である。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が、開設後間もないという現段階では、ある程度適切に行われていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 施設担当の法科大学院副院長を置き、施設面での生活支援を検討する体制を整えていることが特長である。
- 障害を持つ学生のための設備を整備していくことが今後の重要な課題である。

<資料一覧>

資料 9－3－2－2－1：組織図

(略)

視点3：生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(略)

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院では、平成17年度に目安箱を設置し、法科大学院生からの生活支援等に関する要望が法科大学院長及び副院長に直接届けられる体制を整えている（資料9-3-3-2-1：目安箱）。

また、オフィスアワー制度を設け、個々の教員が法科大学院生の生活相談等に応じる体制を整備しており、一月あたり、平均約17名の学生が利用している（資料9-3-3-2-2：オフィスアワー制度の利用状況表）。

また、平成17年度は、法科大学院副院長が、1年次および2年次学生を対象とした昼食会を開催し、学生との意見交換を積極的に行った（資料9-3-3-2-3：昼食会のお知らせ）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

- 目安箱を設置し、法科大学院生からの生活支援等に関する要望が法科大学院長及び副院長に直接届けられる体制を整えている。
- オフィスアワー制度を設け、個々の教員が法科大学院生の生活相談等に応じる体制を整備している
- 法科大学院副院長が、1年次および2年次学生を対象とした昼食会を開催し、学生との意見交換を積極的に行った。

以上のことから、法科大学院においては、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

- 学生の要望・ニーズ等を、個々の教員が、直接的に聞き知るための制度を複数設けていることが特長である。
- 学生生活に関する実態調査を実施するなどして、生活支援等に関する学生のニーズを組織的に把握し、それに的確に対応する制度を確立することが今後の課題である。

<資料一覧>

資料9-3-3-2-1：目安箱

資料9-3-3-2-2：オフィスアワー制度の利用状況表

資料9-3-3-2-3：昼食会のお知らせ

(略)

視点4：学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる）
が適切に行われているか。

（略）

《法科大学院》

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院においては、学生便覧に奨学金制度・授業料免除制度についての記載を行い、その周知徹底を図っている（資料9-3-4-2-1：学生便覧）。具体的な、手続等については、その都度、専門職大学院係が、適切な時期に掲示等を行っている。

法科大学院学生の奨学金給付者・貸与者数は115名であり、平成16年度授業料免除制度を活用した者は延べ14名である（資料9-3-4-2-2：奨学金データ、資料9-3-4-2-3：授業料免除データ）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○学生便覧に奨学金制度・授業料免除制度についての記載を行い、その周知徹底を図っている。

以上のことから、学生の経済面の援助がおおむね適切に行われていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○奨学金制度・授業料免除制度に関する周知を徹底していることが特長である。

○法科大学院独自の学生に対する経済支援の可能性を模索することが今後の課題である。

<資料一覧>

資料9-3-4-2-1：学生便覧（冊子体）

資料9-3-4-2-2：奨学金データ

資料9-3-4-2-3：授業料免除データ

（略）

Ⅲ 研究活動評価

評価項目10 研究活動の状況(認証選択的評価基準 A)

(1) 部局の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

視点1:研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

・視点にかかわる状況を以下の観点から説明

本部局の研究実施体制としては、平成17年4月1日現在、教授32名、助教授18名、講師1名、助手12名、計63名の専任教員が所属し、法学・政治学の主要分野のほぼ全てを網羅できる研究者配置となっている(資料10-1-1-1:「教員・研究員配置・構成状況」、資料10-1-1-2:「各教員の研究領域・関心領域」[<http://www.law.tohoku.ac.jp/daigakuin-intro-j/staff/index.html>])。また部局として力を注ぐ重点研究課題「男女共同参画社会の法と政策」に関しては、平成16年度において6名のCOE研究員を採用し、研究遂行態勢の充実に引き続き努めた(資料10-1-1-3:『21世紀 COE プログラム男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター News Letter No.4』3～4頁)。

本部局の主な研究支援組織としては図書室と秘書室があり、前者には3名の、また後者には2名の助手が属し、教員の研究活動を支援した(資料10-1-1-4:「講師・助手職務分担表」)。また本部局では平成16年度に3名のリサーチ・アシスタント(RA)を採用したが(資料10-1-1-5:「RA採用状況」)、21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」においてもRAを10名採用した(資料10-1-1-6:「2004年度 COE アシスタント(TA/RA)」[<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>])。

本部局は川内地区に法学部・法学研究科図書室、また片平地区に法政実務図書室と、2つの図書室を備え、教員の研究活動を支援している。平成16年度における蔵書冊数(図書+製本雑誌)・所蔵雑誌種類数・年間受入図書冊数は、法学部・法学研究科図書室が約75000・1800・4100、法政実務図書室が約12100・210・5100となっている(資料10-1-1-7:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』56～58頁)。法学部・法学研究科図書室については、平成9年12月より土曜日午後の開室、平成12年度より平日2時間の開室延長を実施するとともに、文献検索 CD-ROMを整備し、検索データベース(LEXIS=NEXIS、判例大系)の LAN による利用を可能とする態勢を整えており、平成16年度においてもかかる態勢の維持に努めた。

本部局における教員の研究活動は、基本的には各教員が自主的に展開する形になっているが、その学問的・社会的重要性に鑑み、特に部局全体として力を注いでいる研究課題「男女共同参画社会の法と政策」に関しては、研究推進企画・立案組織として川内地区に「東北大学大学院法学研究科 COE 支援室」を、また仙台市青葉区のアエルビル19階に「21世紀 COE ジェンダー法・政策研究センター」を設置し、研究を支援する強力な態勢を整えている。特に後者は、本 COE プログラムの研究が、地方公共団体や弁護士会など国内外の研究機関と連携することでさらに大きな成果が得られると考えられるため、アクセス至便な仙台駅前のアエルビルに開設されたもので、約4000冊の蔵書を擁する内外でも有数の資料センターとして機能している。なおアエルビル28・29階には仙台市の男女共同参画推進施設「エル・ソーラ仙台」があり、連携して活動した。さらに本 COE プログラムでは、海外サテライト・オフィスを創設してジェンダー法・政策に関わる欧米の研究諸機関等と連携するとともに、若手研究者・大学院生たちを派遣する海外武者修行プログラムによって研究教育の成果を高めることをめざしており、平成16年2月に Gender Law and Policy Center, Paris(パリ拠点)をエッフェル塔や日本文化会館に近いパリ15区に設置し、パリ第7大学フェミニズム研究資

料教育センター(CEDREF)等との連携を深めつつ、海外連携拠点としての活動を開始している(資料10-1-1-8:「COE プログラム拠点」[<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>])。

また、平成16年度から始まった法科大学院・公共政策大学院という2つの専門職大学院における教育のあり方を研究する際の企画・立案組織として、本部局ではすでに平成15年4月に「法政実務教育研究センター」を設けている。平成16年度においては、法科大学院と公共政策大学院のそれぞれの実務家教員と研究者教員の相互交流の機会を提供するとともに、FD 活動などに取り組んだ。

研究設備の整備・機能状況に関して言えば、教員数の増大に伴って次第に余裕が失われつつあるものの、平成16年度に関しては LAN への接続端末を完備した個別研究室を各教員に与えることができた(研究室の配置については、資料10-1-1-9:『平成16年度(2004年度) 学生便覧 東北大学法学部・東北大学大学院法学研究科研究大学院』130～131頁)。LAN の管理にはネットワークの管理にはネットワーク運営委員会があたり、専門の講師・助手各1名が常時管理・運営に携わることで、快適な研究環境の維持に努めた。

本部局には独自の研究成果発信組織として、教員6名によって構成される法学編集委員会が存在し、隔月刊行の『法学』の編集・発行作業に従事している。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

- 法学・政治学の主要分野のほぼ全てを網羅できる研究者配置となっている。
- 重点研究課題「男女共同参画社会の法と政策」に関しては、研究員を積極的に採用して研究遂行態勢の充実に引き続き努めた。
- 研究支援組織として秘書室および2つの図書室を備え、充実を図っている。
- 重点研究課題「男女共同参画社会の法と政策」に関し、研究推進企画・立案組織を整備・充実した。
- 専門職大学院における教育に関して、研究推進企画・立案組織を整備・充実した。
- 個別の教員の研究設備の整備・充実に努めた。
- 研究成果発信のための紀要『法学』を定期的に刊行した。
- 全体として研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能している。

〈資料一覧〉

資料10-1-1-1:「教員・研究員配置・構成状況」

資料10-1-1-2:「各教員の研究領域・関心領域」

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/daigakuin-intro-j/staff/index.html>)

資料10-1-1-3:『21世紀COEプログラム男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター News Letter No.4』(<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>) 3～4 頁

資料10-1-1-4:「講師・助手職務分担表」

資料10-1-1-5:「RA採用状況」

資料10-1-1-6:「2004年度 COE アシスタント(TA/RA)」

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>).

資料10-1-1-7:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』56～58頁

資料10-1-1-8:「COEプログラム拠点」(<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>)

資料10-1-1-9:『平成16年度(2004年度) 学生便覧 東北大学法学部・東北大学大学院法学研究科研究大学院』130～131頁

視点2:研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

・視点にかかわる状況を以下の観点から説明

法学・政治学分野における研究活動にとって必要なのは、まずもって研究書・研究雑誌を中心とする資料であるが、平成16年度の図書費予算は6490万円であり、そのうちの2020万円が個別研究費として各教員に配分され(教授と助教授とを問わず一律40万円)、逐次刊行物費として3440万円が計上された(資料10-1-2-1:「平成16年度図書費予算(案)」)。平成16年度の図書費の支出状況は、資料10-1-2-2(「平成16年度図書費決算報告書」)に示されているとおりである。

本部局では重点研究分野として「男女共同参画社会の法と政策」を設定しているが、平成15年度に21世紀 COE プログラムの指定を受けたことで、精力的な研究活動の展開を可能とする財政基盤を備えるにいたった。平成16年度における科学研究費の交付額は10280万円であり、研究の遂行上極めて有効に活用されている(資料10-1-2-3:「平成16年度研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)実績報告書(収支決算報告書)」)。その研究活動の実績については、ジェンダー法・政策研究センター発行のニュース・レターの同年度内発行分(資料10-1-2-3:『21世紀 COE プログラム 男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター News Letter No.3~6』)、およびホームページ掲載の「2004年度の記録」(資料10-1-2-4:「2004年度の記録」[<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>])に詳細に記されている。

国外との共同研究の推進を支援するために、本部局では学術交流協定の締結に努めてきた。平成15年度までに、ゲッティンゲン大学法学部(ドイツ)、リオ・グランジ・ド・スル大学法学部(ブラジル)、ハイデルベルグ大学法学部(ドイツ)、ミラノ大学法学部(イタリア)、マリア・キュリー・スコロドゥスカ大学法学部(ポーランド)、社会科学院法学研究所(中国)と部局間協定を結んでいるが、平成16年度には新たに国民大学社会科学部(韓国)との間で部局間協定を締結した。いずれの協定締結機関とも、活発な学術交流を展開したところである(資料10-1-2-5:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4~2005.3) 第7号』117~122頁)。

さらにまた本部局では、研究成果の公表・発信の媒体として『法学』を隔月で発行しており、平成16年度においては論説16本、研究報告3本、判例研究10本を掲載した(資料10-1-2-6:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4~2005.3) 第7号』104~106頁)。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

- 研究資金の支柱たる個別研究費(図書費)が適切に配分され、活用された。
- 21世紀 COE プログラムの指定を受け、重点研究課題「男女共同参画社会の法と政策」を遂行する財政的基盤が整っている。
- 国外の学術交流が盛んに行なわれ、新たな部局間協定を締結した。
- 紀要『法学』を通じた研究成果の公表・発信を精力的に行なった。
- 総じて研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されている。

〈資料一覧〉

資料10-1-2-1:「平成16年度図書費予算(案)」

資料10-1-2-2:「平成16年度図書費決算報告書」

資料10-1-2-3:「平成16年度研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)実績報告書(収支決算報告書)」

資料10-1-2-4:「2004年度の記録」(<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>)

資料10-1-2-5:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』117～122頁

資料10-1-2-6:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』104～106頁

視点3:研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

・視点にかかわる状況を以下の観点から説明

本部局では、各教員が自らの研究活動の成果を自己点検するとともに、外部評価にも付すため、評価・広報委員会の編集のもと、2年に1度『研究・教育の概要』を作成して世に問うている。平成16年度の研究活動状況に対しては、平成17年11月発行の『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』において検証が加えられている(資料10-1-3-1:「教員の研究教育活動」、『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』125～224頁)。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

- 研究成果を自己点検と外部評価の双方に付すべく、『東北大学法学部 研究・教育の概要』を隔年で発行している。
- 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムは適切に整備され、機能している。

〈資料一覧〉

資料10-1-3-1:「教員の研究教育活動」、『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』125～224頁

(2) 部局の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

視点1:研究の実施状況(例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金の応募状況等)から見て、研究活動が活発に行われているか。

・視点にかかわる状況を以下の観点から説明

平成16年度における本部局所属教員による個別の研究活動の成果は、「教員の研究教育活動」(資料10-2-1-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』125～224頁)を参照されたい。また、平成16年度における各教員単位での国外大学・研究機関との交流は、長期渡航5件、短期渡航34件であり、海外からの本部局への研究者の来訪は14件をかぞえた(資料10-2-1-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』107～116頁)。これらの資料から、教員の研究活動が極めて活発に行なわれていることが窺える。

本部局において平成16年度中に行われた(平成17年度)科学研究費への応募は、新規の研究課題分で基盤研究(A)1件、基盤研究(B)1件、基盤研究(C)5件、萌芽研究5件、若手研究(B)5件の計15件、継続の研究課題分で特定領域研究2件、基盤研究(B)2件、基盤研究(C)9件、若手研究(B)5件、計18件で、応募件数総計33件、応募金額総計8231万円であった(資料10-2-1-3:「平成17年度科学研究費補助金「研究計画調書」提出一覧」)。前年平成15年度中に行われた(平成16年度)科学研究費への応募が、新規分13件(基盤研究(B)2件、基盤研究(C)6件、若手研究(B)5件)、継続分13件(基盤研究(B)4件、基盤研究(C)4件、若手研究(B)5件)、応募件数総計26件、応募金額総計5392万円であったことを考えれば(資料10-2-1-4:「平成16年度科学研究費補助金「研究計画調書」提出一覧」)、平成16年度における競争的研究資金への応募は格段に積極性を増したと評価できる。

部局としての研究活動への取組として特筆すべきは、21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」である。本プログラムは平成16年度において、本部局の教授14名・助教授3名、本学他部局の教授1名・助教授1名・講師2名の計21名を事業推進担当者とし、学内研究協力者19名(本部局教授6名・助教授8名、他部局教授1名・助教授2名・講師2名)および学外協力者20名、研究員5名、日本学術振興会特別研究員1名、TA/RA10名によって構成された(資料10-2-1-5:『21世紀 COE プログラム 男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター News Letter No.3』9頁)。

本プログラムの平成16年度における研究拠点形成実績の概要は、以下のとおりである。

1) 研究拠点形成状況全般:ジェンダーと政治参画・雇用・家族・身体・人間の安全保障・教育という6つのクラスターを中心とする研究会運営や、運営委員会をはじめとする委員会(調査・国際シンポジウム・出版・教育委員会等)活動が軌道に乗り下記のような大きな成果を得た。特に平成16年度には、国際シンポジウムの開催や日本学術会議との共催など、内外の他の研究機関との連携を通じて積極的な情報発信を行ない、かつ国際競争力のある大学づくりにも貢献した。研究員6名、博士後期課程学生の海外拠点派遣や海外調査出張など活発な研究教育活動が展開された。

2) 拠点整備実績:学外連携拠点・地方公共団体や弁護士会、ジェンダー法学会などとの連携拠点として、ジェンダー法・政策研究センターを開設し、約4000冊の蔵書を擁する内外でも有数の資料センターとして機能させた。また平成16年度には海外連携拠点としてパリ拠点を開設し、大学院生・研究員等のべ9名を派遣したほか、韓国への視察調査や各研究員の海外調査等も実施し、フランスや韓国等の研究諸機関との連携・交流を実施した。

3) 研究活動実績:6つのクラスター中心の研究会30回や国際セミナー2回開催のほか、平成16年度には、フランス・アメリカ・韓国から7名・日本から8名を招いて大規模な国際シンポジウム「ジェンダー法学・政治学の比較的展望」を開催し、盛会裏に大きな成果を得ることができた。さらに、これらの成果を研究叢書第1~3巻や研究年報(和文年報・欧文年報各第2号、ニュース・レター3~6号、web サイト(日本語・英語・フランス語・ドイツ語版)で公表した。

4) 教育活動実績:法科大学院・公共政策大学院では「ジェンダーと法」演習を開講するとともに、平成16年度から研究員6名、大学院博士後期課程のアシスタント10~14名、COE 留学生2名を中心に、教育研究活動の成果を挙げた。研究員・大学院生等の報告も研究年報に掲載され、研究員がジェンダー法学会・学術大会で報告し、研究業績を増やした。

また本プログラムの平成16年度における研究拠点形成に係る具体的な成果は下記のとおりである。

1) 研究会等の開催と研究年報刊行による成果の公表:COE クラスター研究会・国際シンポジウム・国際セミナー等を平成16年度に30回近く開催し、すべての研究報告内容を研究年報第2号(和文年報Ⅰ[研究会報告等]、和文年報Ⅱ[国際シンポジウム等特集号]、欧文年報[Gender Law And Policy Annual Review Vol.2])に収録して、平成17年3月末に刊行した(これらをニュース・レター3~6号とともに全国約800の地方公共団体・大学等に送付した)。

2) 国際シンポジウム等の開催と「ジェンダー法・政策研究叢書」の刊行:本拠点では研究成果を内外に

公表するため、上記の研究年報以外に、5年間に「ジェンダー法・政策研究叢書」全12巻の刊行を予定している。その第1巻(辻村みよ子編)『世界のポジティブ・アクションと男女共同参画』を平成16年3月に東北大学出版会から刊行したの続き、第2巻(辻村みよ子・稲葉馨編)『日本の男女共同参画政策——国と地方公共団体の現状と課題』を平成17年3月に刊行した。さらに国際シンポジウム「ジェンダー法学・政治学の比較的展望」、および日本学術会議との共催で開催したシンポジウムの報告等を収録して、第3巻(辻村みよ子・山元一編)『ジェンダー法学・政治学の可能性』を平成17年3月に刊行した。これらの成果は、ジェンダー問題を法学・政治学の観点から検討する本拠点として大きな意義をもつものであり、日本のジェンダー法学・政治学の進展に大きく寄与するものである。

3) アンケート調査の実施と結果の公表:平成16年6月に全官庁、および全国の地方公共団体・政党・大企業・労働組合・NGO など約500件を対象として男女共同参画政策に関するアンケート調査を実施し、結果を研究年報第2号に掲載した。

4) ジェンダー法・政策研究センター開設1周年記念講演会開催等:平成16年12月にジェンダー法・政策研究センター開設1周年記念講演会を開催し、1周年特集の冊子を刊行して成果を公表したほか、東北大学インターネットスクールとの連携を開始して、東北大学講演会における本拠点リーダーの講演等をホームページから見るようにした。

5) 教育活動の成果:COE 研究員のジェンダー法学会報告が同学会誌に掲載されたほか、大学院生のCOE アシスタントの研究会報告が上記研究年報等に掲載された。また東北大学主催の男女共同参画奨励賞(沢柳賞)の研究部門において、本拠点研究協力者および大学院生が本賞および特別賞をそれぞれ受賞した。その他、海外連携拠点への派遣等により、大学院生の研究成果が学位論文や「東北法学」等の論文に結実しつつある。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

- 個々の教員の研究活動が極めて活発に行なわれている。
- 各教員とも、競争的研究資金(科学研究費)の獲得に努めている。
- 部局としての重点研究課題への取組が、着実な成果を収めつつ精力的に行なわれている。
- 研究の実施状況から見て、研究活動が活発に行なわれている。

〈資料一覧〉

資料10-2-1-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』125～224頁

資料10-2-1-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』107～116頁

資料10-2-1-3:「平成17年度科学研究費補助金「研究計画調書」提出一覧」

資料10-2-1-4:「平成16年度科学研究費補助金「研究計画調書」提出一覧」

資料10-2-1-5:『21世紀COEプログラム 男女共同参画社会の法と政策 ジェンダー法・政策研究センター News Letter No.3』(<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>) 9頁

視点2:研究活動の成果の質を示す実績(例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等)から見て、研究の質が確保されているか。

・視点にかかわる状況を以下の観点から説明

本部局の教員を研究代表者として、平成16年度に科学研究費の交付を受けて行なわれた研究は、特

定研究2件、基盤研究(B)6件、基盤研究(C)9件、若手研究(B)7件、計24件であり、そのうち新規分は特定研究2件、基盤研究(B)1件、基盤研究(C)5件、若手研究(B)4件、計12件であった(資料10-2-2-1:「平成16年度科学研究費交付内定者一覧」)。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

○ 本部局の教員を研究代表者として、競争的資金の獲得に良好な成績を収めている。

〈資料一覧〉

資料10-2-2-1:「平成16年度科学研究費交付内定者一覧」

視点3:社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

・視点にかかわる状況を以下の観点から説明

平成16年度において、本部局の教員が自らの研究成果を学界内のみならず広く社会において高く評価された結果、国や地方の各種審議会の委員といった肩書きでさまざまな法律・行政実務に携わっていることは、『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』に記載された各教員の学外活動実績に明らかである(資料10-2-3-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』125～224頁)。

なお21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」に対して下記のような学内外からの反響があったことは、それが広く社会・経済・文化の発展に資する研究となっていることの証左である。

1) 学外連携拠点ジェンダー法・政策研究センターには、全国から多くの研究者や自治体関係者が訪れ、新聞紙上も紹介されて、COE プログラムの意義と活動が評価された。本センターの開所式1周年記念行事、国際シンポジウム・公開シンポジウムの主催、日本学術会議シンポジウム・日仏公法セミナー等との共催等により、本拠点の存在が認知されただけでなく、法律雑誌ジュリスト誌、文部科学省編「大学と学生」、内閣府編「共同参画21」誌上でもその活動が紹介された。

2) 本拠点におけるジェンダー法学・政治学研究の意義は、平成15年12月のジェンダー法学会総会に続き、平成16年8月の国立女性教育会館主催シンポジウム、同年10月の日本学術会議主催男女共同参画シンポジウムでも紹介・検討され、ジェンダー法学・政治学研究の新学問領域の開拓と同時に、学術分野の男女共同参画社会形成に資するための取り組みとしても大きな意義を認められた。

3) ジェンダー法・政策研究叢書第1巻でテーマとした世界のポジティブ・アクションに関する研究は、現在の日本の男女共同参画政策研究において緊急の課題となっており、叢書の刊行が大きなインパクトを与え、平成16年12月3日内閣府主催の「グローバル政策対話」においてスウェーデン・ドイツ・韓国等のポジティブ・アクションに関する動向が討議された際には、本拠点リーダーが日本側の代表としてパネリストに招かれた。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

○ 本部局の教員がその研究成果を広く社会において高く評価された結果、国や地方の各種審議会の委員といった肩書きでさまざまな法律・行政実務に携わっている。

- 21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」に対して、学内外からのさまざまな好意的反響があった。
- 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行なわれている。

〈資料一覧〉

資料10-2-3-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3)』第7号125～224頁

評価項目11 研究の質の向上の取組・改善(評価項目10の補充)

(1) 特色ある研究、戦略的研究プロジェクトの推進

視点1:実績が世界・国内のトップレベルにあるか

○ 本部局は「男女共同参画社会の法と政策」を重点研究分野とし、前述(評価項目10)の21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」を核として精力的に研究が展開されている。このプロジェクトは、21世紀の日本と国際社会がめざす「男女共同参画」実現のための理論的課題を法学・政治学を中心に解明し、「ジェンダー法・政策」研究・教育の成果を世界に発信するとともに、日本の地方自治体や法曹界等とも連携して、具体的な政策実践に資することを目的とする。従来のジェンダー研究は、社会学や人文科学などを中心に行われてきたのに対し、本プロジェクトはそうした研究成果を基礎としつつ、法学・政治学という異なる視座を採用し、既存の学問体系の再編を企図する点において、国内において先導的な意義を有する研究プロジェクトである。同プロジェクトにおいてパリの海外連携拠点を足がかりに海外機関と連携した研究が進められ、高い評価を得ていることなど、その実績が世界・国内のトップレベルにあることは前述評価項目10(2)に述べたとおりである。

視点2:各種ランキングの自己評価と対策

法学、政治学の分野においては、第三者機関による研究のランキングは通常なされないが、本部局では、そのような状況であるからこそ、各教員が自らの研究活動を自己点検・評価するとともに、外部評価に付することが重要であると考え、『東北大学法学部 研究・教育の概要』を作成・公表していることは評価項目10(1)視点3に述べたとおりである。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

- 部局が重点研究分野を設定し、21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」プロジェクトを支援することで、特色ある研究・戦略的プロジェクトを推進していること。
- 研究の自己評価・外部評価の目的で、2年に1度『東北大学法学部 研究・教育の概要』を作成・公表していること。
- 法学、政治学分野における、信頼できる第三者機関による研究ランキングの発達が待たれること。

(2) 萌芽的研究、学際、領域横断的研究、または新研究領域の開拓の推進

視点1:先導性、未踏革新性の水準と実績

○ 21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」が、法学・政治学的視点からジェンダー研究に取り組む点で新規性を有することは先に述べたとおりである。加えて同プロジェクトでは、教育学、医学、生物学、社会学、工学の分野のメンバーを交え、政治参画、雇用・社会保障、家族、身体、人間の安全保障、ジェンダー教育という6つの領域横断的なクラスターに分かれた研究が進められており、その先導性はきわめ

て高い(資料11-2-1-1:21世紀COEプログラムホームページ[<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>][「メンバー」][「プログラム概要」](#)>> 研究クラスターによる共同研究体制)。

○ 本部局に所属する教員は、旧来の法学、政治学の枠にとどまらず、経済学を中心とした隣接諸科学や社会学、医学等との学際的研究を精力的に行っている。■■■■教授による、疫学および健康政策学の分野での研究、■■■■助教授によるビジネスプランニング研究会および法と経済学ワークショップでの研究活動、■■■■助教授による、経済学・心理学等の知見の応用を図るとともに、実証的手法を採用した研究活動、■■■■助教授による科研費若手研究(B)「民事訴訟における真実発見の価値と費用」プロジェクトがその例である(資料11-2-1-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』179-180頁、202頁、210-211頁、62頁)。

〈資料一覧〉

資料11-2-1-1:21世紀COEプログラムホームページ[<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>][「メンバー」]
[「プログラム概要」](#)>> 研究クラスターによる共同研究体制

資料11-2-1-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』179-180頁、202頁、210-211頁、62頁

視点2:研究者の多様性が確保されているか

✓ 基盤的研究資金確保の施策

本部局では、基盤的研究資金獲得のための申請が奨励されており(研究科長發文書)、それに応じて本部局における平成16年度における競争的研究資金への応募が格段に積極性を増したことは前記評価項目10(2)記載のとおりである。

✓ 出身・経歴の多様な研究者確保の施策

法学部・法学研究科では、すべての教員職種において、新規採用・昇格人事に関わらず、法学研究科総合運営調整教授会の下に選考委員会を設置し、候補者の適正な選考に努めてきた(資料11-2-2-1:東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規、第3条第1号、第16条乃至第18条;資料11-2-2-2:東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規、第3条第1号、第14条;資料11-2-2-3:東北大学大学院法学研究科公共政策運営委員会内規、第3条第1号、第14条;資料11-2-2-4:東北大学大学院法学研究科研究大学院運営委員会内規、第3条第1号)。選考委員会では、何よりも候補者のこれまでの教育・研究業績を重視するとともに、人物評価を加味して選考している。選考委員会で選考された候補者は、さらに、法学研究科総合運営調整教授会に付議され、議決を受けている。

このような手続のなかで、教育・研究上の業績や実力にかかわらず、多様な出身・経歴の研究者を確保することが特に政策的に目指されているわけではないが、適正な採用手続の運用の結果、自ずと多様な研究者が確保されている。平成17年4月1日現在、法学研究科には、教授32名、助教授18名、講師1名、助手12名、計63名の専任教員が所属している(資料11-2-2-5:各専攻の教員配置状況)。本部局所属教員の取得学位は、法学修士25名、工学修士1名(その取得機関は国内7大学、国外1大学)、法学博士13名、医学博士1名、哲学博士1名(取得機関は国内5大学、国外3大学)である。また、本部局は中央省庁、検察庁、裁判所での職務経験や弁護士としての職務経験が豊かな教員を多数擁する(資料11-2-2-6:本研究科教員の取得学位及び職歴一覧)。

研究者の多様性の確保にかんしては、平成16年度に、ドイツ法担当教員の選考にあたり国際公募を行ったことが特筆される(資料11-2-2-7:ドイツ法担当教員公募(16年度))。法学研究科と部局間交流のあるゲッチンゲン大学法学部等、複数のドイツの大学法学部に協力を要請するとともに、法学研究科のウェブサイトドイツ語の募集要項を公開した。候補者の面接も現地で行われた。このような外国人教員の国際公募は、研究者の多様性を高める優れた試みといえる。

✓ 研究組織の柔軟性

本部局では三つの専攻の間で有機的関連をもって縦横に人的交流が行われており、組織横断的な研究会運営や研究上の論議の場が確保されている。また、官公庁から任期付きの教授・助教授を少なからず採用(資料)していることは、本部局の研究組織の柔軟性の証左である。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

上のように、本部局では、柔軟性と多様性を兼ね備えた研究者母体により、部局の重点研究課題たる「男女共同参画社会の法と政策」に関する21世紀 COE プログラムを中核とした組織的取り組み及び各教員個人レベルの両方において、学際、領域横断的研究が積極的に推進されている。

<資料一覧>

- 資料11-2-2-1:東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規
- 資料11-2-2-2:東北大学大学院法研究科法科大学院運営委員会内規
- 資料11-2-2-3:東北大学大学院法学研究科公共政策運営委員会内規
- 資料11-2-2-4:東北大学大学院法研究科研究大学院運営委員会内規
- 資料11-2-2-5:教員配置状況
- 資料11-2-2-6:本研究科教員の取得学位及び職歴一覧
- 資料11-2-2-7:ドイツ法担当教員公募(平成16年度)

(3) 国際・国内共同研究の推進

視点1:実績が世界・国内のトップレベルにあるか

○ 21世紀 COE プロジェクト男女共同参画社会の法と政策では、従来から海外研究機関との連携・交流に重点が置かれており、その研究成果を平成16年9月の日仏公法セミナー・COE プログラム共催国際シンポジウム、及び同年11月の国際シンポジウムで公開した(評価項目10(2))(資料11-3-1-1:国際会議開催一覧)。また、そのような従来からの海外研究機関との関係は各 COE 研究員の研究活動を通して平成16年度にも保たれ、COE 研究員が海外のジェンダーにかかわる法と政策に係る研究機関・政府関係機関・NGO 団体等を訪問して情報収集と意見交換を行った(資料11-3-1-2:2004年度 COE 研究員海外交流記録、資料11-3-1-3:21世紀 COE プロジェクトニュースレター6号10頁、同7号8頁、同8号10頁)。このうち、矢野研究員によるスウェーデンのドメスティック・バイオレンス対策に関する研究の成果は、平成16年12月にジェンダー法学会第2回学術大会で個別報告され、ジェンダー法学会学会誌に発表された(資料11-3-1-4:『ジェンダーと法』No.2(2005年7月)123頁-140頁)。

○ 平成16年6月10日と11日に開催された東北大学ケンブリッジ・フォーラムにおいて、本部局はワークショップ3(国際法)「Accountability of International Organizations」を企画、運営し、植木俊哉教授がケンブリッジ大学のJames R. Crawford教授と共に講演を行った(資料11-3-1-5ケンブリッジ・フォーラム シンポジウム3(国際法)プログラム:

[http://www.bureau.tohoku.ac.jp/international/Topic/ca_forum/Workshop/Workshop3.pdf])。

○ 本部局では、国外との共同研究の推進を支援するために、学術交流協定の締結に努めてきており、欧・米・亜の諸大学と協定が締結され、活発な学術交流が展開された(評価項目10(1)視点2参照)。また、各教員において、国内と海外をつないだ共同研究が進められており、海外から本部局への研究者の来訪、本部局の教員の国外大学・研究機関との交流実績は先述のとおりである(評価項目10(2)参照)。

<資料一覧>

資料11-3-1-1:国際会議開催一覧

資料11-3-1-2:2004年度 COE 研究員海外交流記録

資料11-3-1-3:21世紀 COE プロジェクトニューズレター6号10頁、同7号8頁、同8号10頁

資料11-3-1-4:『ジェンダーと法』No.2(2005年7月)123頁-140頁

資料11-3-1-5:ケンブリッジ・フォーラム シンポジウム3(国際法)プログラム

[http://www.bureau.tohoku.ac.jp/international/Topic/ca_forum/Workshop/Workshop3.pdf]

)

視点2:リエゾンオフィス等の海外拠点の形成・活動実績

✓ 有効に活用され実績が挙げられているか

21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」では、平成16年にパリに研究連携拠点を設置した。同拠点では、プロジェクト構成研究員が順次滞在して研究活動に携わるとともに、フランスの大学や研究機関との連携・交流が実施された(資料11-3-1-2:COE プログラムパリ拠点滞在者とテーマ一覧)。その研究活動の成果は随時、前記評価項目10(2)で述べた研究会、ニューズレター、叢書等へ発表されている。平成17年度にはパリでの国際シンポジウム開催が予定されており、平成16年度中にはパリ拠点においてフランスの研究者との事前打ち合わせなど、その準備作業が進められた。

さらに、同プロジェクトでは平成17年度にニューヨーク拠点を開設すべく、平成16年度中に準備作業が進められた(平成17年9月にニューヨーク拠点開設)。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

本部局では従来より教員個人及び部局内研究会において、国際・国内共同研究が行われてきたが、平成15年度より開始された21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」において、その取り組みが顕著に拡充された。同プログラムにおいて、海外研究拠点が設けられ、恒常的に海外の研究機関、政府関係機関、その他団体と連携協働が図られている点は、特に優れた取り組みである。

<資料一覧>

資料11-3-2-1:COE プログラムパリ拠点滞在者とテーマ一覧

(4) 産・学・官連携プロジェクト研究の推進

視点1:実績の評価

✓ 施設の相互活用や人的交流の促進

○ 法科大学院では、裁判所、検察庁、弁護士会と連携して教育研究が行われており、実務家教員が8名所属している(平成17年4月1日現在。資料11-4-1-1:法科大学院実務家教員一覧)。実務家教員と研究者教員の共同の授業の企画運営や学内研究会での議論を通じて、相互の経験と知的蓄積が生かした研究の発展が図られている。また、「エクスターンシップ」における法律事務所での実習教育が、学生への機会提供を越えて、研究者同士の交流の好機となっている(資料11-4-1-2:平成16年度 法科大学院講義要綱82、83頁)。

○ 公共政策大学院では、官公庁及び地方公共団体と連携した実践的な教育研究が遂行されている。同大学院には高度かつ専門的な職務経験を備えた実務家教員が5名所属しており(平成17年4月1日現在。資料:11-4-1-3公共政策大学院実務家教員一覧)、上記法科大学院の場合と同様、日常ベースでの知的交流が進められている。同大学院で開講されている「公共政策ワークショップⅠ」は、実務家教員と研究者教員がチームを組み、地方公共団体において現に解決を迫られている課題を素材に、フィールドワークを交えた問題分析と政策策定が行う実習であり、産官学連携の実践演習的意味合いを有する。同ワークショップの内容については、平成16年度公共政策大学院講義要綱(資料11-4-1-4:平成16年度公共政策大学院講義要綱64-75頁)、公共政策ワークショップ・ハンドブック(資料11-4-1-5:公共政策ワークショップ・ハンドブック)、公共政策ワークショップ・パンフレット(資料11-4-1-6:公共政策ワークショップ・パンフレット)を参照されたい。

○ 法学分野の専門実務家たる法曹三者とは、法科大学院設立以前から強い連携関係が保たれてきた。具体的には、昭和24年に法曹三者および東北各地の大学所属の研究者を構成員とする東北法学会が組織され、年に一度の研究会とその報告を掲載した会報の発行が行われている。研究会では、仙台高等裁判所、仙台地方裁判所、仙台家庭裁判所の各所長、仙台高等検察庁検事長、仙台弁護士会会長、本部局研究科長他の構成員が一同に会し、問題意識の共有および意見交換の貴重な機会となっている。平成16年度の研究会の内容については、平成16年度 東北法学会会報(資料11-4-1-7:東北法学会HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/>)を参照されたい。

✓ リフレッシュ教育、共同研究、受託研究、寄附講座・研究部門の受け入れ

○ 本部局研究大学院博士課程後期3年の課程には、「法律行政実務継続教育コース」が開設され、高度専門職業人として実務経験を積んでいる法律実務家、行政実務家、政策企画実務家に対して、法律実務、行政実務のより一層の高度化を担う人材を育成することを目的とした研究指導が行われている(資料11-4-1-8:博士課程後期3年の課程, 法律行政実務継続教育特別選抜 募集要項)。平成16年度には、裁判所、警察、弁護士、地方議会、台湾行政院等の多様な実務背景を有する7名の学生が本コースに在籍し、高度職業人としての実務経験に裏打ちされた研究を遂行した(資料11-4-1-9:平成16年度における法律行政実務継続教育コース在籍者一覧)。また、博士前期2年の課程では、社会人特別選抜が実施され、社会における自らの具体的経験の中で生じた問題意識に基づいて勉学・研修を進めようという社会人へ積極的に修士取得の門戸を開いている(資料11-4-1-10:博士前期2年の課程 社会人特別選抜 募集

要項)。平成16年度には、民間会社や県庁勤務の10名の学生が本コースで勉学を深めた(資料11-4-1-11:平成16年度における社会人特別選抜による入学者の在籍者一覧)。

○ 本部局では、法曹三者(裁判所、検察、弁護士)及び東北地域の大学所属研究者とで「東北法学会」を組織し、年に一度の共同研究会を開催している(資料11-4-1-12:東北法学会 HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/>)。

○ 本部局所属教員は、多くの産官からの受託研究の実績を有する(資料11-4-1-13:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』63頁)。

✓ 大学発ベンチャー、技術移転、特許取得等

○ 本部局の知的財産法専門教員たる[]教授は、平成15年度に特許庁審査官から本学へ異動の後、平成16年度に向けて全学の知的財産管理、運用体制を確立するための準備段階において、「知的財産の管理・活用の具体的在り方」委員会において主導的役割を果たした。同委員会では、[]助教授(当時)を幹事として弁理士や特許庁職員等の専門家を集め、東京において月1回のペースで検討が重ねられ、平成16年3月に「知的財産の管理・活用の具体的在り方」報告書がまとめられた。平成16年度には、同報告書をうけて、産学官連携のサポート機関たる研究推進・知的財産本部を中心とする全学的体制が再編始動した。

体制始動後平成16年度中には、知的財産審査委員会委員として、学内の技術移転、特許取得にかかる個別案件の学内審査につき、主に法的専門性を生かして助言を行うなど多大な貢献を行った。さらに、同助教授は平成16年度文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法構築に係るモデルプログラム」の一環たる「利益相反・責務相反への対応についての事例研究」のコアメンバー委員を務めた。

以上のような、本部局知的財産法専門教員による全学レベルでの産学官連携推進活動への関与は、極めて実質的かつ重要な、産・学・官連携プロジェクト研究の推進への法学研究科の寄与と位置づけられる。

○ 本部局の教員は、国や地方の各種審議会の委員といった肩書きでさまざまな法律・行政実務に携った(資料11-4-1-14:平成16年度法学研究科教員兼業一覧)。また、河上正二教授の主導により月に一度消費者問題研究会が開催され、消費者法の研究成果を弁護士や消費生活センター相談員などへ提供する機会となっている(資料11-4-1-15:消費者問題研究会 平成16年度開催状況一覧、資料11-4-1-16:消費者問題研究会出席者一覧)。これら法学・政治学の研究成果を活用した学外活動は、技術系学問分野における技術移転に対応するものと考えられる。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

○ 本部局では、専門職大学院及び東北法学会での教育研究活動を通じて産学官連携による研究の基盤が整えられている。

○ 大学院の博士前期課程、後期課程の両方において、産官の人材を多数大学院に受け入れ、リフレッシュ教育が行われている。

○ 本部局教員による全学知的財産本部での活動、学外での法律・行政実務に関わる活動、消費者問題研究会を通じて、大学からの技術移転への援助及び法的専門技術の学外での活用が行われている。

○ 改善を要する点は、法的専門技術移転の性格を有する学外活動や研究会等の分野を拡充することである。

<資料一覧>

- 資料11-4-1-1:法科大学院実務家教員一覧
- 資料11-4-1-2:平成16年度 法科大学院講義要綱83、84頁
- 資料11-4-1-3:公共政策大学院実務家教員一覧
- 資料11-4-1-4:平成16年度公共政策大学院講義要綱67-75頁
- 資料11-4-1-5:公共政策ワークショップ・ハンドブック(冊子体)
- 資料11-4-1-6:公共政策ワークショップ・パンフレット(冊子体)
- 資料11-4-1-7:東北法学会HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/>
- 資料11-4-1-8:博士課程後期3年の課程, 法律行政実務継続教育特別選抜 募集要項
- 資料11-4-1-9:平成16年度における法律行政実務継続教育コース在籍者一覧
- 資料11-4-1-10:博士前期2年の課程 社会人特別選抜 募集要項
- 資料11-4-1-11:平成16年度における社会人特別選抜による入学者の在籍者一覧
- 資料11-4-1-12:東北法学会HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/>
- 資料11-4-1-13:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』63頁
- 資料11-4-1-14:平成16年度法学研究科教員兼業実績一覧
- 資料11-4-1-15:消費者問題研究会平成16年度開催状況一覧
- 資料11-4-1-16:消費者問題研究会出席者一覧

IV 社会貢献活動評価

評価項目12 教育・研究成果等の国民や社会への還元、有効活用の推進

視点1:公開講座、シンポジウム、オープンキャンパス等の推進

○ 本部局は、所属教員による学内外での公開講座や研修講師を推奨している。平成16年度中には、本部局教員が20回以上にわたり学外において公開講座を開催し、あるいは研修の講師を務めるとともに(資料12-1-1:平成16年度法学研究科教員兼業一覧)、東北大学主催の公開講座や講演会の講師を務めた(資料12-1-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』208頁()教授 環境科学研究科公開講座「環境問題を科学する」(リカレント教育講座)、(資料12-1-3:)教授 東北大学講演会 平成16年11月22日「21世紀の社会とジェンダー」(<http://www.istu.jp/kougi/tsujimura/tsujimura.html>))。

○ 21世紀 COE プロジェクト男女共同参画社会における法と政策において、平成16年11月4日、5日に、フランス・アメリカ・韓国から7名、日本から8名の研究者を招いて大規模な国際シンポジウム「ジェンダー法学・政治学の比較的展望」が開催された。詳細は、ウェブサイトに掲載されたほか(資料12-1-4:COEのHP[<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>])、同プログラム『研究年報 特集号2-II』に公表された。また、同プロジェクトでは平成16年度中に30回以上の研究会が開催されたが、その多くは一般に公開された(資料12-1-5:COEのHP<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>「2004年度の記録>研究会報告」)。

○ 法学部では年に一度のオープンキャンパスを開催し、その中で教員の教育研究成果を反映した模擬授業を行っている。平成16年度は7月29日(木)・7月30日(金)両日に行われ、)教授(刑事政策・少年法)が「非行を食い止める絆」と題して模擬授業を提供した。参加者は延べ1882名に及び、大変好評であった(資料12-1-6:法学部オープンキャンパスHP <http://www.law.tohoku.ac.jp/opencampus-2004/>)。

<資料一覧>

資料12-1-1:平成16年度法学研究科教員兼業一覧

資料12-1-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』208頁()教授 環境科学研究科公開講座「環境問題を科学する」(リカレント教育講座)

資料12-1-3:)教授 東北大学講演会 平成16年11月22日「21世紀の社会とジェンダー」(<http://www.istu.jp/kougi/tsujimura/tsujimura.html>)

資料12-1-4:COEのHP <http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>

資料12-1-5:COEのHP <http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html>「2004年度の記録>研究会報告」

資料12-1-6:法学部オープンキャンパスHP <http://www.law.tohoku.ac.jp/opencampus-2004/>)

視点2:本学の有する知的資産の拡充・公開

○ 本部局は、法学部、法科大学院、公共政策大学院、21世紀COEプロジェクトにつき、充実したウェブサイトを構築し、知的資産の公開手段としている。法学部ウェブサイト(<http://www.law.tohoku.ac.jp/>)においては、研究会・講演会等の情報や研究紀要「法学」の目次が提供されている他、「法学・政治学研究に便利なリンク集」として国内外の情報源が広く紹介されている。法科大学院と公共政策大学院については、所属教員の研究分野や教育内容の紹介がなされている他、メールマガジン(資料12-2-1:法科大学院メールマガジン<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/lawmm/index.html>)やニューズレター(資料12-2-2:公共政策大学院ニューズレターhttp://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/index_newsletter.html)の発行により定期的な研究教育情報の発信を行っている。21世紀COEプロジェクトのウェブサイトでは、研究会の予定や研究会の記録を掲載したニューズレターが閲覧可能であり、さらに、シンポジウムの記録は日・英・仏の三ヶ国語にて公開されている(資料12-2-3:21世紀COEプロジェクト・ウェブサイト<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>)。

○ 法学研究科法学部図書室及び法政実務図書室は、法学、政治学関連の書籍、雑誌を豊富に所蔵する。その主目的が専門職大学院学生の利用にあるのは言うまでもないが、学内はもちろん学外の一般の方々に対しても、学術研究の目的のための利用に供されている。(資料12-2-4:法学研究科法学部図書室案内<http://www.law.tohoku.ac.jp/tosho/index-j.html>、資料12-2-5:法政実務図書室案内<http://www.law.tohoku.ac.jp/tosho/katahira-j.html>)

○ 本部局内に設けられた法政資料調査室では、歴史的に重要な意味を持つ明治時代以降の裁判所民事判決原本を広く利用に供するための活動を行っている(資料12-2-6:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』58-59頁)。

< 資料一覧 >

資料12-2-1:法科大学院メールマガジン<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/lawmm/index.html>

資料12-2-2:公共政策大学院ニューズレター

http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/index_newsletter.html

資料12-2-3:21世紀COEプロジェクト・ウェブサイト<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>

資料12-2-4:法学研究科法学部図書室案内 <http://www.law.tohoku.ac.jp/tosho/index-j.html>

資料12-2-5:法政実務図書室案内 <http://www.law.tohoku.ac.jp/tosho/katahira-j.html>

資料12-2-6:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』58-59頁

視点3:メディアへの発信度

○ 本部局における研究成果のメディア発信例としては(資料12-3-1:新聞記事一覧及び平成16年度メディアへの情報発信例)に掲げたものがある。平成16年度は、日本初の専門職大学院である法科大学院・公共政策大学院設立年度にあたっていたため、メディアから注目を浴び、法科大学院・公共政策大学院の入学式に関して開かれた記者会見を中心にメディアへの発信が積極的になされたことが特筆される。

< 資料一覧 >

資料12-3-1:新聞記事一覧及び平成16年度メディアへの情報発信例

視点4:小中高との連携事業

本部局では、研究成果の一端を高校生と共有し、法や政治をはじめとする社会についての高校生の問題意識を高めつつ、彼らと議論を行うことを目的として、東北大学法学部への進学実績のある高校に対して派遣授業を提供している。(資料12-4-1:高校への講師派遣一覧)平成16年度には延13名の教員が13校へ派遣された。他方で、高校からの本部局訪問についても、対応可能な範囲で積極的に受け入れており、平成16年度には6校の訪問があった(資料12-4-2:高校からの訪問一覧)。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

上記より、本部局においては、研究成果の社会への公開及びその社会的還元が積極的に行われていると評価できる。ただし、小中高との連携事業については、高等学校からの要望に対しては派遣授業を通じて非常に積極的に対応しているが、小学校中学校の初等教育との連携事業はほとんどなされていない。

<資料一覧>

資料12-4-1:高校への講師派遣一覧

資料12-4-2:高校からの訪問一覧

評価項目13 地域・国との連携・協力の推進

視点1: 地方公共団体との共同教育研究事業、受託教育・研究事業推進

○ 公共政策大学院では、授業科目「公共政策ワークショップⅠ」において、地方公共団体が現実に直面している政策課題を取り上げ、行政担当者や利用者へのインタビュー調査等を経た上で、具体的な政策提言を行うという実践的教育が行われている。その教育は、担当する実務家教員の主導のもとに、問題発見、調査、政策提言の各段階で対象となる地方公共団体の直接間接の協力を得つつ行われている。同ワークショップの内容については、「平成16年度公共政策大学院講義要綱」（資料13-1-1:平成16年度公共政策大学院講義要綱67-75頁）、「公共政策ワークショップ・ハンドブック」（資料13-1-2:公共政策ワークショップ・ハンドブック）、「公共政策ワークショップ・パンフレット」（資料13-1-3:公共政策ワークショップ・パンフレット）を参照されたい。

○ 本部局の所属教員は、平成16年度中、宮城県涌谷町及び(財)宮城県地域振興センターからの受託研究事業を遂行した(資料:13-1-4:受託研究一覧)。

<資料一覧>

資料13-1-1:平成16年度公共政策大学院講義要綱67-75頁

資料13-1-2:公共政策ワークショップ・ハンドブック（冊子体）

資料13-1-3:公共政策ワークショップ・パンフレット（冊子体）

資料13-1-4:受託研究一覧

視点2: 地方公共団体・国への助言等の推進

○ 本部局所属教員は、地方公共団体や国の審議会委員（仙台市資産等公開審査会委員、中央労働委員会東北区域調整委員、宮城県情報公開審査会委員、仙台個人情報保護審査会委員、衆議院議員選挙区画定審議会委員等）や採用試験関連委員（郵政総合職採用試験試験専門委員、司法試験第二次試験考査委員等）等として、多方面にわたって地方公共団体や国への助言を行うことで、その業務の遂行に不可欠の専門的支援を提供している。また、地方公共団体・国の職員に対する研修の講師を務めることも多く、平成16年度には、金融庁（ 助教授）宮城県公務研修所（ 教授、 教授）、東北管区警察学校（ 助教授）、宮城県塩釜保険所等での講師例が存する（資料13-2-1:平成16年度法学研究科教員兼業一覧）。

○ 視点1に挙げた公共政策大学院における公共政策ワークショップⅠは、第一の目的を学生への教育としているが、地方公共団体が直面している実践的課題につき、調査検討の上具体的提言を行うというその内容ゆえ、必然的に地方公共団体への助言的機能を伴うこととなる。そこで作成された課題の解決案は、プロジェクト機関の担当者ないしは学外の実務家の前でプレゼンテーションされ、さらにはペーパーとして提出される。平成16年度における、課題の解決案の内容は、「平成16年度公共政策ワークショップⅠ報告書」に公表されている（資料13-2-2:平成16年度公共政策ワークショップⅠ報告書）。

<資料一覧>

資料13-2-1:平成16年度法学研究科教員兼業一覧

資料13-2-2:平成16年度公共政策ワークショップⅠ 報告書

視点3:民間企業、地方公共団体、政府等の組織との連携強化

○ 公共政策大学院においては、専門職大学院としての実務経験の重要性を考慮して、平成16年度の開設以来、インターンシップの試行をしている。平成16年度においては、宮城県庁、仙台市役所、東北農政局の3機関に、合計12名の学生が参加した。その成果については、学生から実習状況の「報告」を提出させるとともに、受入機関から「所感」を提出していただいたが(資料13-3-1:平成16年度公共政策大学院インターンシップについて)、学生からも受入機関からもその意義について好評を得ている。現在は、インターンシップ制を正規の授業科目として運用することが可能であるかどうか、さらに検討を進めている。

○ 法科大学院及び公共政策大学院では、専門職大学院としての実務基礎教育や、専門分野における最先端の研究に基づく教育を行うため、弁護士等の実務法曹、中央省庁の公務員等の政策立案専門家を専任あるいは兼任の講師として任用しており、それら実務専門職としての経歴を有する講師を中心に、エクスターンシップやワークショップ等の科目で、講師らの出身母体である政府組織や法曹組織との連携が日常ベースで進行している。

○ 本部局は、上記のような専門職大学院での理論と実務を架橋する教育を推進すべく、研究者・実務家の相互交流と、その成果を教育に還元する際のあり方について検討する目的で、平成15年4月に法政実務教育研究センターを開設し、以来平成16年4月の専門職大学院の開設の準備作業を進めてきた。平成16年度も、同目的のもと、ミニ・シンポジウム及びアメリカからの招聘教授の特別講演が開催された(資料 13-3-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要』7号60-61頁)。

○ 本部局教員が平成16年度中に仙台市、宮城県、中央省庁、各種独立行政法人あるいは企業等より委員会業務や講師活動を依頼された実績の数や分野の広さ(資料13-3-3:平成16年度法学研究科教員兼業一覧)は、それらの機関との多年にわたる連携関係の現われである。

○ 法曹三者とは、法科大学院設立以前から強い連携関係が保たれてきた。具体的には、昭和24年に法曹三者および東北各地の大学所属の研究者を構成員とする東北法学会が組織され、年に一度の研究会とその報告を掲載した会報の発行が行われている。研究会では、仙台高等裁判所、仙台地方裁判所、仙台家庭裁判所の各所長、仙台高等検察庁検事長、仙台弁護士会会長、本部局研究科長他の構成員が一同に会し、問題意識の共有および意見交換の貴重な機会となっている。平成16年度の研究会の内容については、(資料13-3-4:平成16年東北法学会HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/>)を参照されたい。

○ 21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」では、同テーマにかかわる政策についての現状把握、問題提起、政策提言とその理論的基礎づけを行うべく、地方公共団体や政府等の組織、さらには同政策に関わる民間団体と連携して研究を進めてきた。平成16年度には、所属研究員が北海道、福岡、広島等において、行政や民間の関係機関を訪問し、調査や意見交換を行った(資料13-3-5:平成16年度COE 国内現地訪問研究記録)

< 資料一覧 >

資料13-3-1:平成16年度公共政策大学院インターンシップについて

資料13-3-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要』7号60-61頁

資料13-3-3:平成16年度法学研究科教員兼業一覧

資料13-3-4:平成16年東北法学会HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/thg/>

資料13-3-5:平成16年度 COE 国内現地訪問研究記録

視点4:地域団体(自治体、NPO等)との連携研究の実施

○ 本部局が部局全体として力を注ぐ研究課題「男女共同参画社会の法と政策」にかかわる研究推進企画・立案・支援組織として仙台市青葉区アエルビル19階に設置された「21世紀 COE ジェンダー法・政策研究センター」は、地方公共団体や弁護士会など国内外の機関との連携を促進するために、アクセス至便な仙台駅前に立地された。特に同ビル内には仙台市の男女共同参画推進施設「エル・ソーラ仙台」があり、連携して活動がなされた(資料13-4-1:21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」ニュースレター7号、9頁)。

○ 教授主導の消費者問題研究会には、仙台市及び宮城県の消費生活センターから7名の所長及び相談員が参加し、月一度のペースで研究会が開催されている(平成16年度の研究会については資料13-4-2:消費者問題研究会平成16年度開催状況を参照されたい)。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

以上により、本部局では法科大学院、公共政策大学院、法政実務教育研究センター、東北法学会、各教員の各段階において、地域の民間企業、政府関係機関、法曹三者、その他の組織との教育、研究上の連携が推進され、その連携関係を基礎に、それら諸機関への専門的助言や支援が活発になされていると評価される。

改善を要する点としては、国、地方公共団体、法曹三者に比べて必ずしも取り組みが進んでいるとはいえない民間企業との連携の強化がある。

<資料一覧>

資料13-4-1:21世紀 COE プログラム「男女共同参画社会の法と政策」ニュースレター7号、9頁

資料13-4-2:消費者問題研究会平成16年度開催状況

評価項目14 産学官連携・協力による社会貢献の推進

視点1:研究成果の社会還元

- 専門職大学院において、法曹三者及び政府において高度の政策担当実務者としての豊富な経験を有する講師を任用し、それら講師の出身組織との連携協力関係の下に法曹実務家及び政策担当高度職業人を育成していることは、専門職育成を通じた研究成果の社会への還元である。法学・政治学を専門とする本部局の特性に鑑み、法学・政治学が社会において実用される側面に即した、高度専門職の育成というこのような研究成果の社会還元が第一に推進されるべき社会貢献である。
- 公共政策大学院における授業科目「公共政策ワークショップⅠ」においては、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、それらが抱える政策課題への解決策を立案する。この解決案のプレゼンテーションを行い、報告書としてまとめ提出することで、研究・教育の成果の社会還元を行っている。（資料14-1-1:「公共政策ワークショップ報告書」）
- 本部局所属各教員は、産・官界の審議会や研究会の構成員として諸機関との連携関係を築き、あるいは諸機関に専門的支援を提供することで、その研究成果を社会に還元していることについては、前記評価項目13視点2、3を参照。産界への協力による社会貢献の推進としては、 教授による東北電力「環境行動レポート2004」の第三者意見書作成活動が特筆される。（資料14-1-2:東北電力HP内「環境行動レポート2004」<http://www.tohoku-epco.co.jp/enviro/tea2004/06/06d.htm>）
- が所長を務める東北大学無料法律相談所は、毎週土曜日に一般からの法律相談に無料で
 応
ずる他、年一度の東北地方各地への出張相談を行い、もって本部局で遂行される法学研究の成果を間接的に社会に還元している（資料14-1-3:東北大学無料法律相談所の概要
<http://www.law.tohoku.ac.jp/gakubu-intro-j/campuslife/index.html>）。
- 本部局は、法科大学院での弁護士等の法曹実務家との連携・協力関係を活かし、東北大学法律事務所（弁護士事務所）を設立すべく、平成16年度中に準備作業に入った。同事務所では、弁護士資格を取得した本部局教員により、学内外の法律問題の解決に専門的支援が提供される予定である。

<資料一覧>

資料14-1-1:平成16年度公共政策ワークショップⅠ報告書

資料14-1-2:東北電力HP内「環境行動レポート2004」

<http://www.tohoku-epco.co.jp/enviro/tea2004/06/06d.htm>

資料:14-1-3:東北大学無料法律相談所の概要

<http://www.law.tohoku.ac.jp/gakubu-intro-j/campuslife/index.html>

視点2:企業研究者等の教育による社会人の能力向上支援

- 本部局研究大学院博士課程後期3年の課程には、「法律行政実務継続教育コース」が開設され、高度専門職業人として実務経験を積んでいる法律実務家、行政実務家、政策企画実務家に対して、法律実務、

行政実務のより一層の高度化を担う人材を育成することを目的とした研究指導が行われている(資料14-2-1:平成16年度博士課程後期3年の課程、法律行政実務継続教育特別選抜募集要項)。

また、博士前期2年の課程では、社会人特別選抜が実施され、社会における自らの具体的経験の中で生じた問題意識に基づいて勉学・研修を進めようという社会人へ積極的に修士取得の門戸を開けている(資料14-2-2:平成16年度博士課程前期2年の課程、社会人特別選抜募集要項)(評価項目11(4)視点1参照)。

<資料一覧>

資料14-2-1:平成16年度博士課程後期3年の課程、法律行政実務継続教育特別選抜募集要項

資料14-2-2:平成16年度博士課程前期2年の課程、社会人特別選抜募集要項

視点3:産業化、実用化、企業化の支援

○ 本部局の知的財産法専門教員が全学レベルでの研究推進・知的財産本部の活動に精力的に関与してきたこと、及びそれが極めて実質的かつ不可欠な、産業化や企業化支援体制の確立および運用への専門的支援であることにつき、評価項目11(4)を参照されたい。

○ 法科大学院及び公共政策大学院では、それぞれ高度な専門職業人たる法曹三者及び中央省庁・地方公共団体における政策立案担当者の育成を目的とする。これら大学院では、修了者がただちに高度な専門職業人として活動することを前提に、優れた職務経験を有する実務家教員をスタッフに擁し、専門的かつ実践的な教育が行われている。このような、高度専門職業人の育成を旨とする教育活動は、人材育成を通じての研究成果の実用化による社会貢献と位置づけられる。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

社会との関係を抜きには成立し得ない法学・政治学を研究教育する本部局の性格ゆえ、上記のような専門職大学院での行政、司法にかかわる高度専門職業人育成、教員による産・官の組織における審議会委員等としての活動、社会人に対する教育は、それ自体がすなわち産・学・官の連携・協力による社会貢献であり、継続的かつ優れた社会貢献である。

改善を要する点は、法的専門知識を活用しての社会貢献を組織的に進めるための東北大法律事務所構想の実現である。

評価項目15 国際社会への貢献の推進

視点1:地球環境保護・環境問題等への課題提起、国際的世論の形成、問題解決等のリーダーシップ

○ 公共政策大学院においては、平成16年度の「公共政策ワークショップ I プロジェクトC」において、グリーン購入の普及をテーマとして取り上げている。このワークショップでは、仙台市主催により平成16年10月6～7日に仙台市で行われた第1回グリーン購入世界会議に参加している。また、仙台市により平成16年10月2～3日に開催されたグリーン購入フェスタ！に、実行委員として参加し、アンケート調査等を行っている。そして、これらで得られた経験・知見を生かして、グリーン購入に関する報告書を取りまとめている(資料15-1-1:平成16年度公共政策大学院講義要綱72、73頁、資料15-1-2:平成16年度公共政策ワークショップ I 報告書「プロジェクトC グリーン購入の普及について」)。

<資料一覧>

資料15-1-1:平成16年度公共政策大学院講義要綱72、73頁

資料15-1-2:平成16年度公共政策ワークショップ I 報告書「プロジェクトC グリーン購入の普及について」

視点2:アジア、太平洋地域との教育・人文・社会・科学・技術的連携・協働

○ 本部局は国際化教育に向けて、海外の大学等との部局間協定の締結、海外留学の促進、外国人教員による授業科目の開講、外国人学生の受け入れなどに従来から努めてきたところであり、アジア・太平洋地域との連携・協働もこの基本姿勢にしたがって推進されてきた。

平成15年度に、既に中国社会科学院法学研究科と部局間協定が結ばれていたところ、平成16年度においては、7月に国民大学校社会科学部(韓国・ソウル)と部局間協定を新たに締結した(資料15-2-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』117頁)。

平成16年度において海外派遣(留学等)された学部学生5名のうち、1名は韓国ソウル大学へ派遣された(資料15-2-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』123頁)。また平成16年度において法学部・研究大学院に在籍したアジア太平洋地域からの留学生はそれぞれ4名・20名、学部研究生は7名であった(資料15-2-3:「アジア太平洋地域からの留学生受入れ状況(平成16年11月1日現在)」)。

平成16年度において法学部で開講されたアジア・太平洋地域出身の教師による授業は、[REDACTED]教授による「東アジア政治外交論」・「東北アジア安全保障論演習」・「日韓関係論演習」であった(資料15-2-4:『法学部[専門教育科目]・法学研究科研究大学院授業科目 講義要綱 平成16年度(2004年度)』59、110、111頁)。

○ 21世紀 COE プログラム男女共同参画社会の法と政策では、韓国の研究機関と密接な連携関係にある。平成16年11月の国際シンポジウムでは、韓国の研究者2名が来日公演を行い(資料15-2-5:国際シンポジウム「ジェンダー・法学・政治学の比較的展望」

<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/symposium/20041104/index.html>)、それに先立ち同プログラム所属研究者4名が平成16年6月に韓国を訪れて事前打ち合わせ、及び視察調査を行った(その詳細につ

いては資料15-2-2-6:21世紀COEプログラムHP <http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html> 上「2004年度の記録 >> 韓国視察調査」を参照)。

○ 個人研究においては、平成16年度中に、■■■教授が「シベリア沿海の日ロ韓参画関係」につきロシアイルクーツク大学・韓国高麗大学研究者と協働研究及び「韓国の米軍基地問題」につき韓国研究者と協働で研究を行ったほか、■■■教授がアジア学会に出席し国会運営と立法行動の長期化変化に関する研究情報の交換を行った(資料15-2-7:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号 112頁、109頁)。

<資料一覧>

資料15-2-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』117頁

資料15-2-2:『東北大学法学部 研究・教育の概要(2003.4～2005.3) 第7号』123頁

資料15-2-3:「アジア太平洋地域からの留学生受入れ状況(平成16年11月1日現在)」

資料15-2-4:『法学部[専門教育科目]・法学研究科研究大学院授業科目 講義要綱 平成16年度(2004年度)』59、110、111頁

資料15-2-5:国際シンポジウム「ジェンダー法学・政治学の比較的展望」

<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/symposium/20041104/index.html>

資料15-2-6:21世紀 COE プログラムHP <http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/jp/index.html> 上「2004年度の記録 >> 韓国視察調査」

資料15-2-7:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号 112頁、109頁

視点3:国際的組織(国連、NGO等)との連携・協働

○ 本部局では所属教員による国際的組織との連携・協働を積極的に奨励してきている。平成16年度中には、■■■教授(平成15年度まで本研究科教授、平成16年度の時点では東京大学教授)が前年度に引き続き外務省の委託により、ハーグ国際私法会議扶養義務条約・準拠法作業部会に出席した他、■■■助教授が平成16年4月から10月までハーグ国際私法会議常設事務局にて在外研究を行い、その間「扶養料の国際的回収に関する条約」プロジェクトに関与した(その報告書は、法務省に提出される予定である)(資料15-3-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』107頁)。

・分析結果と優れた点及び改善を要する点

本部局は、従来から留学生及び教員の交換により、アジア太平洋地域との教育研究上の強固な連携協働関係が築かれてきたところ、平成16年度にもこの関係は継続強化された。今日法学の分野では、我が国の近代法制確立の経験をアジア諸国への立法支援に役立てる重要性が説かれており、このような関係の構築・維持の意義は極めて大きい。

国際的組織との連携・協働については、数こそ多くはないものの、国際的な法の強調がますます重要視される世界において、本部局教員が世界的な条約締結作業に携わっていることは顕著な国際社会への貢献である。

<資料一覧>

資料15-3-1:『東北大学法学部 研究・教育の概要 第7号』107頁

評価項目16 上記項目のインターネット公開、データベースの構築

○ 法学部(資料16-1-1:<http://www.law.tohoku.ac.jp/index-j.html>)、法科大学院(資料16-1-2:<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>)、公共政策大学院(資料16-1-3:<http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/>)、研究大学院(16-1-4:<http://www.law.tohoku.ac.jp/daigakuin-intro-j/>)、21世紀COEプロジェクト男女共同参画社会の法と政策(資料16-1-5:<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>)は、各々ウェブサイトを用意し、上記項目に該当する情報を幅広くインターネット上に公開している。

○ 本部局の東北大学研究者データベースへの入力率は平成17年5月までに89.2%に達した(65名(うち3名は在外研究中)中58名)。さらに入力率を上げ、また、情報の更新が図られるべく、平成17年度にむけて、ファカルティ・ディベロップメントの一環として所属教員へのデータベース活用法についての講習が計画された。

○ 研究や教育に関する情報を効率的に公開するためには、日ごろから多種多量の情報をデータ形式により効率的に管理しておくことが不可欠である。本部局では、DocuShare ソフトウェアを導入し、部局内委員会、事務、各教員等、提供もとの異なるデータを集中的に管理し、かつ情報を要する者がいつでもアクセスして必要な情報を取得発信できる仕組みが形成されている。(資料16-1-6:法学研究科文書管理システム<https://document.law.tohoku.ac.jp/dsweb/>)

○ 本学部では、「情報処理情報検索コーナー」および「法科大学院」に情報処理専門助手が2名常駐し、研究教育にかかわるデータベースの構築・運用・管理及びインターネット公開を推進する強力な体制が整えられている。

・ 分析結果と優れた点及び改善を要する点

以上のように、本部局は各組織段階において多言語対応の詳細なウェブサイトが開設され、かつ、その運用管理を行う人的(専門助手)、物的(ソフトウェア)、組織的(FD・諸委員会)体制が整えられている点において、上記項目のインターネット公開、データベースの構築の推進については取り組みが進んでいると評価できる。

平成16年度中は、同年度に新規に開設された法科大学院、公共政策大学院や平成15年度に採択された21世紀COEプロジェクトに比べ、学部・研究大学院に関するインターネットを通じての情報発信に遅れをとっていたことは否めない状況だったが、この点については平成17年度に入り、ウェブサイトの改訂作業が進められ、11月時点で改訂版の校正作業中である。(12月に公開予定。)

特記事項： 法学・政治学関係の研究データの発信が盛んである。法学研究科・法学部HP「研究会・講演会など」(資料:16-1-7:法学研究科・法学部HP「研究会・講演会など」<http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/index-j.html>)、「法学・政治学研究リンク集」(資料16-1-8:法学研究科・法学部HP「法学・政治学研究リンク集」<http://www.law.tohoku.ac.jp/link/index-j.html>)等。

また、21世紀COEプロジェクト男女共同参画社会の法と政策(資料16-1-9:21世紀COEプロジェクト男女共同参画社会の法と政策<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/index.html>)のウェブサイトにおいて、英語・フランス語・ドイツ語での多言語発信がなされている点が特筆される。

<資料一覧>

- 資料16-1-1:法学研究科・法学部HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/index-j.html>
- 資料16-1-2:法科大学院HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/>
- 資料16-1-3:公共政策大学院HP <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/>
- 資料16-1-4:研究大学院HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/daigakuin-intro-j/>
- 資料16-1-5:21世紀COE HP <http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/>
- 資料16-1-6:法学研究科文書管理システム<https://document.law.tohoku.ac.jp/dsweb/>
- 資料16-1-7:法学研究科・法学部HP「研究会・講演会など」
<http://www.law.tohoku.ac.jp/kenkyuukai/index-j.html>
- 資料16-1-8:法学研究科・法学部HP「法学・政治学研究リンク集」
<http://www.law.tohoku.ac.jp/link/index-j.html>
- 資料16-1-9:21世紀COEプロジェクト男女共同参画社会の法と政策
<http://www.law.tohoku.ac.jp/COE/index.html>